

平成 3 1 年川西町議会

第 1 回定例会会議録

開会 平成 3 1 年 3 月 8 日

閉会 平成 3 1 年 3 月 2 2 日

平成 3 1 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 3 1 年 3 月 8 日

平成31年川西町議会第1回定例会会議録（開 会）

招集年月日	平成31年 3月 8日	
招集の場所	川 西 町 役 場 議 場	
開 会	平成31年 3月 8日 午前10時 宣告	
出席議員	1 番 松村定則 2 番 安井知子 3 番 福西広理 4 番 伊藤彰夫 5 番 石田三郎 6 番 今村榮一 7 番 松本史郎 8 番 寺澤秀和 9 番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 総務担当理事 西村俊哉 教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮 税務課長 西川直明 事業課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹 住民保険課長 大西成弘 長寿介護課長 岡田充浩	
	監査委員 西田亜希子	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7 番 松本 史郎 議員	8 番 寺澤 秀和 議員

川西町議会第 1 回定例会（議事日程）

平成 3 1 年 3 月 8 日（金）午前 10 時 00 分開会

日 程	議案番号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第 1 号	諸報告 定期監査報告について
第 4	承認第 1 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第 5	議案第 1 号	平成 31 年度川西町一般会計予算について
第 6	議案第 2 号	平成 31 年度川西町国民健康保険特別会計予算について
第 7	議案第 3 号	平成 31 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
第 8	議案第 4 号	平成 31 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
第 9	議案第 5 号	平成 31 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
第 10	議案第 6 号	平成 31 年度川西町水道事業会計予算について
第 11	議案第 7 号	平成 31 年度川西町下水道事業会計予算について
第 12	議案第 8 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算について
第 13	議案第 9 号	平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
第 14	議案第 10 号	平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
第 15	議案第 11 号	平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第 16	議案第 12 号	平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算について
第 17	議案第 13 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算について
第 18	議案第 14 号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第 19	議案第 15 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第 20	議案第 16 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
第 21	議案第 17 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第 22	議案第 18 号	川西町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
第 23	議案第 19 号	川西町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
第 24	議案第 20 号	川西町小集落改良住宅条例の全部改正について
第 25	議案第 21 号	川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
第 26	議案第 22 号	川西町道路線の一部廃止について

(午前１０時００分 開会)

議長（石田三郎君） 皆さん、おはようございます。

これより平成３１年川西町議会第１回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長（竹村正匡君） 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、平成３１年川西町議会第１回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、平成３１年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案、平成３０年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案、条例の制定及び全部改正、一部改正、町道路線の廃止など、補正予算の専決処分承認案も含め、合計２３議案の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（石田三郎君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、７番 松本史郎君及び８番 寺澤秀和君を指名いたします。

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より２２日までの１５日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より２２日までの１５日間と決定いたします。

日程第３、諸報告に入ります。

行政報告として、報告第１号、平成３０年１２月から平成３１年２月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員より報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子君） 監査報告。平成３０年１２月から平成３１年２月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

松本監査委員とともに、地方自治法第２３５条の２第１項並びに地方公営企業法第２７条の２第１項の規定により、平成３０年度の川西町一般会計、特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の

提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

平成31年3月8日

監査委員 西田 亜希子

議長（石田三郎君） 以上で諸報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、平成30年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第26、議案第22号、川西町道路線の一部廃止についてまでの各議案につきまして、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

お諮りいたします。

日程第4、承認第1号、平成30年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第26、議案第22号、川西町道路線の一部廃止についてまでの承認案1件、議案22件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長（竹村正匡君） それでは、最初に、承認事項につきまして御承認を求めたいと思います。

まず、承認第1号、平成30年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてでございます。

これは、川西町ふるさと応援寄附金推進事業において、制度の浸透による市場拡大、商品開発による寄附者1人当たりの寄附額の増加、業務委託によるインターネット広告の効果などにより想定以上の寄附があったため、収入においては、ふるさと応援寄附金の増額、支出においては、記念品の費用、クレジット決済手数料、ポータルサイト等の委託料、ふるさと応援基金への積立金の増額、以上のことについて専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

なお、これにより、平成30年度一般会計の予算総額は、52億2,073万4,000円となります。

それでは、平成31年度当初予算案を初め、平成30年度補正予算案など多数の案件を上程し、町議会の御審議をお願いするに当たり、議員各位を初め、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたく、新年度の主要施策を中心に所信を申し上げます。

現在、我が国の経済状況は、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性

や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がありますが、雇用・所得環境の改善が続
き、経済の好循環がさらに進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれており
ます。

物価につきましては、景気回復により需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向
け、前進が見込まれます。実質GDP成長率も1.3%、消費者物価についても1.1%
の上昇が見込まれており、近畿圏内における景気状況は、緩やかに拡大しつつあるもの
と考えております。

一方、本町の財政面でございますが、経常収支比率（平成29年度は87.5%、県内
平均97.6%、全国平均92.8%）、実質公債費比率（平成29年度7%、県内平均
10%、全国平均6.4%）ともに引き続き全国・県内市町村と比較いたしましても良好
な状態にあります。

このような経済・財政の状況下における来年度予算編成の基本的考え方といたしまし
ては、国や県の予算・情報などを活用し、財政の健全性も確保しながら、町の未来を築
くための事業の着実な実行と、暮らしやすいまちづくりを実現していくことにあると考
えております。具体的には、本町の将来的な発展の礎となる近鉄結崎駅周辺整備事業及
び工業ゾーン形成事業について、県と連携しながら、さらに進展させてまいる所存でご
ざいます。

結崎駅周辺整備事業におきましては、結崎駅周辺の交通結節機能の強化と安全・円滑
な交通環境を実現するとともに、川西町の玄関口にふさわしい、交流・にぎわいのある
駅を目指し、駅前広場の詳細設計を進めながら、用地買収に着手します。

また、川西町の長年の課題でありました結崎駅北側県道踏切の拡幅につきまして、拡
幅条件とされていた別途の町内踏切廃止について地元の協力が得られましたので、県及
び近鉄と踏切拡幅に関する協定を結び、踏切拡幅工事の早期着工を求めています。

工業ゾーン形成事業におきましては、今後の人口や税収の減少を踏まえ、町財源及び
雇用の確保のため、既存の唐院工業団地の周辺を約15ヘクタール拡張し、企業誘致を
行います。現在、今年10月の市街化編入を目指して土地所有者との交渉に着手し、着
実に進展を図っているところでございます。平成31年度は、誘致企業のエントリー募
集を行い、当該事業の実現化に向けて邁進いたします。

また、従来から主要事業として位置づけられております子育て支援や高齢者支援につ
いても充実を行いながら継続し、私の公約の柱である「人・企業にとって魅力あるまち
づくり」「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせ
るまちづくり」「住民参加で開かれたまちづくり」をより一層推進してまいります。

このような考えのもと、平成31年度一般会計予算は、52億6,234万円となり、
歳入の部におきましては、町税収入で平成30年度から1,167万円増の11億667
万円を見込んでおります。

この主な内容は、町民税においては、個人町民税で、個人所得の伸びにより351万
円の増、法人町民税で、主要10社の業績の伸びにより1,032万円の増で、4億8,
107万円、固定資産税については、主に路線価格の下落と評価がえなどにより、22

1万円減の5億7,219万円を見込んでおります。地方消費税交付金におきましては、消費動向及び消費税増税を踏まえまして、340万円増の1億4,640万円を見込んでおります。地方交付税につきましては、国の交付税総額及び過年度の錯誤分を考慮して、前年度比5,000万円増額の12億9,000円を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、中央体育館及びふれあいセンターの避難所対応改修工事などや、引き続いて結崎駅周辺整備事業及び工業ゾーン形成事業、防災無線のデジタル化事業に係る経費を予算計上いたしました。これにより、平成31年度予算は、前年度予算に比べて4億5,511万円増となっております。

今後も引き続き行財政の健全化と効率化に配慮しながら、町政運営に全力で取り組んでまいります。議員各位並びに住民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

それでは、これより新年度予算の概要について御説明申し上げます。

お手元に配付させていただいております「平成31年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明させていただきます。

2ページをお開きください。まず、総務課関係の予算でございます。

「1 公共施設等総合管理計画策定事業」でございます。

町が保有している多くの施設のファシリティマネジメントを推進し、長期的な観点で効率的な施設管理が行えるよう、各個別施設ごとに施設計画を策定するものでございます。

次に、「3 公用車へのドライブレコーダーの整備」及び「5 防犯対策の推進」でございます。

これらは、安心して暮らせるまちづくりを実現するため、公用車へ防犯カメラとしても活用できるドライブレコーダーを設置する経費、そして、安全で住みよいまちづくりを目指して、消費電力の抑制とCO₂排出量の削減を図るために、通学路などにおける既設街路灯を省エネ照明（LED照明）へ転換する経費を昨年に引き続き計上しております。

次に、2ページから3ページになります。「6 消防防災対策の推進」でございます。

各種災害に適切に対処し、住民の生命と財産を守るため、継続してデジタル防災無線施設の整備及び装備の充実を図り、防災情報を確実に把握することに努め、非常食、毛布などの備蓄物資の確保及び防災訓練の実施、防災士育成補助など、防災体制の強化を図ります。

次に、税務関係予算でございますが、「1 地方税共通納税システムの導入」でございます。

納税者が一度の手続で複数の地方公共団体宛ての納税が可能となる地方税共通納税システムの導入に伴う基幹システムの改修に要する経費を計上いたしております。

次に、総合政策課関係の予算でございますが、「1 広報事業の推進」でございます。

町の施策についての周知を図り、住民の皆様の理解と信頼の上、町政運営を進めることは、大変重要であります。このため、広報紙については、引き続き内容の充実と見や

すい紙面づくりを初め、きめ細かな情報発信を行います。また、刊行物による広報活動だけでなく、ホームページやSNSにも重点を置き、住民参加型の広報活動を目指します。

次に、4ページになります。「3 企画事業の充実」でございます。

高齢者など交通弱者の方々の移動手段として稼働しておりますコミュニティバスについては、引き続き町内主要施設を拠点とした循環路線の確保に努め、今年度は、特に町内企業との共同運行について調査を予定しております。また、愛着と誇りの持てる住民主体の魅力ある地域づくりを目的に、住民団体などが自主的に企画・提案を行うまちづくり事業に対して支援を行います。また、ふるさと納税に関しては、寄附者に対する地元産品のさらなる充実・周知に力を注ぎます。

次に、「4 地方創生事業」でございます。

地方創生推進交付金を活用し、町内在勤の町外在住者を対象に、まちの魅力発信や川西に住んでいることに愛着と誇りを感じることを——シビックプライドといいます——このことを醸成する事業を実施し、人口の増加を目指してまいります。また、商工会と連携し、雇用促進や就業促進を目的に、創業支援に係る補助などを行います。

5ページになります。次に、「5 プレミアム付き商品券事業」でございます。

消費税増税に伴う低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付き商品券の発行・販売事業を行います。

次に、「6 空家対策の推進」でございます。

地域の課題である空き家について、所有者などの調査を行い、適切な対応を求めるとともに、危険空き家の除却や利活用可能な空き家の活用方法を検討します。また、経済的な理由により危険空き家の除却が困難な所有者に対して、除却支援を行います。また、所有者が存在しない、周辺に危険を及ぼす空き家の除却を行います。

次に、6ページになります。「10 工業ゾーンの形成」でございます。

雇用の確保や税収の増加を目的として、企業を誘致するための新たな産業用地の創出を行います。平成31年度は、造成に必要となる建設発生土の保管場所に要する経費などを計上しております。

次に、「11 駅周辺整備事業」でございます。

川西町の玄関口である近鉄結崎駅周辺における交通環境の改善と機能の充実を図るため、駅前の周辺整備を推進いたします。平成31年度は、主に駅西側の駅前広場、道路、駅舎などの施設の詳細設計、物件及び営業等の補償調査、用地買収に要する経費などを計上しております。

次に、「14 東城地区整備事業」でございます。

東城地区の狭小踏切を廃止して、駅前周辺踏切の拡幅を行いますが、当該狭小踏切の廃止により損なわれる東城地区の機能復旧事業を行います。平成31年度は、地区内の生活道路や農耕車両用の道路の整備に向けて、用地や建物の移転及び補償調査などを実施いたします。

次に、「15 土地開発基金等の貸付事業」でございます。

工業ゾーン創出事業の実施については、土地開発公社が主体となって事業進捗を図る計画でございますが、当該公社が行う用地買収等の原資とするため、土地開発基金及びまちづくり基金からの資金貸し付けを行うものであります。

続きまして、福祉関係の住民保健課予算でございます。7ページをお開きください。

まず、「2 福祉医療対策の推進」でございます。

障害のある方、ひとり親家庭並びに子どもの健康の保持と増進を図るため、医療費助成を引き続いて実施いたします。子ども医療費助成については、平成28年度より、中学校卒業まで、入院のみから入院及び通院へ助成を拡充しております。また、子ども医療費助成のうち未就学児を対象として、平成31年8月より、償還払いから現物給付へ助成制度を充実させます。

次に、8ページをお開きください。「7 環境衛生の推進」でございます。

廃棄物の適正処理と減量化を図るため、資源ごみ分別収集につきましても、引き続きその定着を図り、31年度は、翌年度から分別収集の内容が変わることから、分別の手引書や案内看板の作成などを行い、周知・啓発に努めます。町内の清掃活動や資源回収に対しましても助成を継続し、リサイクル意識の向上と、さらなる廃棄物の減量化を図ってまいります。

また、新たな環境基準に適合したごみ収集用車両を整備いたします。

次に、9ページにかわりまして、「8 人権施策事業」及び「9 人権文化センター等運営事業」でございます。

あらゆる差別撤廃に向けた人権啓発に引き続き取り組むとともに、住民交流、地域の福祉の拠点ともなります東西両人権文化センター等の経費を計上しております。

また、公共施設の安全な維持管理を図るため、梅戸火葬場の煙突と梅戸集会所の解体工事を行います。

続きまして、健康福祉課予算でございます。

まず、「1 地域福祉の推進」でございます。

地域住民の参加と行動による住民主体の福祉を目指すため、その活動の要となる社会福祉協議会に対して運営補助を行うとともに、各種福祉団体の活動に対する助成を行ってまいります。

次に、「2 障害者福祉の推進」でございます。

障害の程度にかかわらず、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行ってまいります。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、より多くの方々が公平かつ適切な福祉サービスを受けられるよう、事業展開を行ってまいります。

次に、10ページにかわりまして、「3 児童・母子福祉の推進」でございます。

少子化問題への対応といたしましては、子育て不安の解消を目指すことが大切であり、保育所、認定こども園などに対する運営補助を行います。また、従前の保育ニーズが高い延長保育、一時預かり保育、障害児保育に加え、新たに保育体制強化事業、保育補助者雇い上げ強化事業を予定するなど、保育サービスの充実を図り、また、放課後児童対策にも対応しています。

なお、平成31年度は、今後5年間の事業方針などを定める第2期の子ども・子育て支援計画を策定します。

次に、「8 保健衛生事業の推進」でございます。

住民の健康維持向上のため、病気になる前の予防に注力しています。子どもを対象としたインフルエンザワクチン、B型肝炎、おたふく風邪、ロタウイルスワクチンなどの予防接種や、がん検診、乳幼児健診を初め、健康に関する相談事業などを引き続き実施するとともに、地域医療の確保のため、国保中央病院への運営負担金のほか、救急医療の病院輪番制、休日応急診療所、産婦人科一次救急に係る経費の負担を行います。

また、引き続き妊娠期から子育て期までの切れ目ないサポートを行う川西町版ネウボラ事業の充実のため、保健師等の専門的な見地からの相談を行うなど、産後の母親の心身ケアや育児サポートなどの支援を行います。

続きまして、長寿介護課予算でございます。

まず、「1 高齢者福祉の推進」でございます。

長寿をお祝いする100歳の祝い、健康50周年を迎えられた御夫婦への記念品贈呈事業を継続して実施いたします。

また、地域の高齢者が仕事を通じて積極的に社会参加し、家庭や地域に活力を生み出すための活動の要となるシルバー人材センターに対する運営補助や、高齢者の方が安心して生活していただけるよう、必要に応じた養護老人ホームなどへの措置経費などを計上しております。

続きまして、事業課予算でございます。12ページから13ページを御覧ください。

まず、「2 農業基盤の整備」、「3 農業振興」でございます。

井堰改修等の農業基盤の整備、多面的機能農地維持対策事業の実施、結崎ネブカの地域ブランド推進のための経費、農業振興地域整備計画の更新経費などを計上いたしました。

次に、「4 環境整備事業の整理」でございます。

第1浄化センター周辺環境整備事業に係る道路及び水路などについて、未登記である土地の所有権整理のため、分筆登記業務などを実施します。

次に、「5 道路整備の推進」でございます。

道路及び橋梁に係る長寿命化対策事業や維持補修工事、町道除草工事、道路拡幅工事などの経費を計上しております。

31年度は、前年度に策定した舗装の個別施設計画に基づき、町道5路線の舗装修繕を行います。

次に、「6 公園維持管理事業費」でございます。

健康増進やコミュニケーションの場として利用していただいている都市公園の遊具について調査・点検を行い、適正な維持管理に努めます。

次に、「7 公営住宅管理事業」でございます。

公営住宅の管理経費及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の外壁塗装工事などに要する経費を計上しております。

続きまして、教育委員会関係の予算でございます。

14ページをお開きください。「1 学校教育の推進」でございます。

将来の川西町を担う幼稚園児、小中学生のための学校教育の推進でございます。

まず、新年度における園児・児童数であります。前年度に比べ微増の、幼稚園は113名、小学校は411名の見込みとなっています。

予算につきましては、事務局費として、学校パートナーシップ事業を活用しての放課後子ども学習支援事業の継続、教育振興費として、保護者の負担軽減や、貝ボタンのPRのため、新1年生に対し、校名入り貝ボタンをつけた制服の支給を継続いたします。また、経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対する就学援助費の支給も継続実施します。内容としましては、国の基準に準じて、卒業アルバム代などが新たに設けられております。新入学児童の学用品費については、入学前に支給するように改められております。

社会科副読本制作費につきましては、小学校3年生以上に配布しております川西町の社会科副読本の改訂に伴う編集作業が終了いたしましたので、平成31年度に製本作業を行います。

川西小学校管理費及び川西幼稚園管理運営費につきましては、小学校及び幼稚園の管理運営に必要となる経費に加え、預かり保育実施に係る経費並びに副担任制を初めとする各種支援員の配置に係る経費などにつきまして引き続き計上いたしております。

また、熱中症対策の測定器やプログラミング教育の教材整備、専門家による園児への体育指導なども行います。

15ページになります。その他、中学校費では、全校生徒331名、そのうち川西町生徒195名分の分担金を、また委託費として天理市の二階堂小学校・幼稚園への委託経費を計上しております。

給食運営費におきましては、管理運営経費に加え、平成29年度から公会計化とした学校給食費に係る経費を計上いたしました。

次に、「3 生涯学習等の推進」でございます。

文化会館の修繕として、経年劣化による給水ポンプや誤作動の危険性のある消防設備の取りかえ、放課後活動に使用する和太鼓や、破損の程度が著しい机や案内看板などの備品の入れかえも行います。また、各種の文化活動や講座、町文化祭を含めた芸術文化振興に係る事業、文化教室などの開催費用並びに本町の文化活動の拠点となる文化会館の管理運営費を計上しております。

31年度は、一般財団法人自治総合センターと共同で宝くじ文化公演事業を実施します。

16ページをお開きください。「4 文化財保存事業の推進」でございます。

地域の文化資源を保存・継承する団体などに対する支援並びに島の山古墳に係る基本設計の策定などの業務委託、立体測量図の作成、古墳周辺のガードレール更新工事に要する経費などを計上しております。

次に、「5 ふれあいセンターの運営及び図書館の充実」、17ページの「6 社会体

育の推進」、「7 子どもセンター運営」でございます。各施設の運営管理費を計上しております。

ふれあいセンターにおきましては、経年劣化に伴う屋根・外壁などの改修及び災害時指定避難所としての機能整備に係る工事費を計上しております。

図書館におきましては、書籍購入費及び平成29年度に更新した図書館管理システムの運用経費などを計上しております。

体育施設に関しましては、指定管理委託料、唐院屋内運動場の改修工事及び遮光カーテンの取り付け工事に要する経費などを計上しております。

また、災害避難所としての機能を充実させるため、中央体育館において、武道場の空調整備、トイレ及びシャワー室の改修、自家発電機の設置などを行うための工事経費を計上しております。

子どもセンターに関しましては、野外活動、創作教室など、地域ふれあい事業を引き続き実施いたします。

以上、一般会計予算について、「平成31年度当初予算案の主要施策の概要」に基づき説明いたしました。続いて、債務負担行為に付する事業について御説明いたします。

「平成31年度 一般会計予算書」の9ページをお開きください。

財務書類更新業務委託料につきましては、官庁会計と異なる発生主義に基づく公会計の作成支援委託業務を平成33年度までの3年間の委託期間とすることで、32年度及び33年度への債務負担をお願いするものであります。

駅周辺整備建築設計業務につきましても、駅前広場及び周辺道路の整備に係る設計業務に着手いたしますが、単年度での完成は困難なことから、この業務につきましても平成31年度と平成32年度の2年間の事業とし、そのため、32年度への債務負担をお願いするものであります。

続いて、各特別会計について御説明を申し上げます。

議案第2号、平成31年度国民健康保険特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、平成30年度より国民健康保険の運営が市町村単位から県単位になり、国民健康保険料の税率などの設定を、資産割を廃止した3方式に変更を行い、今年度も被保険者の負担軽減のため、財政調整基金を取り崩して活用する形で予算計上しております。

また、県統一化により、31年度予算についても、歳入歳出ともに県への納付金額を基本とした予算編成を行い、歳入歳出総額は、対前年度1,399万円増の総額9億9,584万円を計上いたしております。

次に、議案第3号、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金などの増により、対前年度1,097万円の増、予算総額は1億5,315万円を計上いたしております。

次に、議案第4号、平成31年度介護保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

当会計につきましては、平成30年度から32年度までの計画である第7期介護保険

事業計画に基づき、当該計画の２年度目として予算計上いたしております。各種サービス利用の見込みにより、対前年度４，７４８万円の増、予算総額９億６１７万円を計上いたしております。

介護特会におきましても債務負担行為を計上していますが、これは、次期第９次高齢者福祉計画及び第８期の介護保険事業計画の策定に伴うもので、３１年度単年度での事業の執行が困難であることから、３２年度への債務の負担をお願いするものであります。

次に、議案第５号、平成３１年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

本事業につきましては、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合において債権回収を行っており、組合により回収された貸付金を返戻金として受け入れております。当会計の予算として、公債費の減などにより、対前年度１３７万円の減、予算総額３８９万円を計上いたしております。

次に、議案第６号、平成３１年度水道事業会計予算についてでございます。

水道事業につきましては、給水戸数３，７６０戸、年間総給水量８７万７，０００立方メートルを予定し、水道事業収益２億８，２７４万円、水道事業費用は５億３，７８２万円、資本的収入１億５１３万円、資本的支出１億５，３０４万円を予定しております。

なお、浄水場施設が休止固定資産となっているため、固定資産台帳から有姿除却という形で廃棄を行うため、３億５，６３１万円の特別損失処理を計上しております。

次に、議案第７号、平成３１年度下水道事業会計予算についてでございます。

下水道事業につきましては、水洗化人口７，０４５人、年間総処理水量約１０２万２，０００立方メートルを予定し、収益的収入・支出は２億７，４０４万円、資本的収入・支出は８，３２８万円を予定しております。

以上が、平成３１年度川西町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の予算案の概要でございます。

平成３１年度におきましても、川西町が直面する諸課題に対して取り組みの強化を行い、より一層将来を見据えた町政の運営に努めたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いする次第でございます。

続きまして、平成３０年度の補正予算について御説明申し上げます。

議案第８号、平成３０年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

１５ページをお開きください。まず、歳出についてでございます。

款１．議会費におきましては、職員の人件費の各費目の調整により、５万円の増額をお願いするものです。

款２．総務費 項１．総務管理費におきましては、本年度予定していた老朽化したキュービクル蓄電池の更新工事及びパソコン調達の次年度先送りやデジタル防災行政無線整備事業費の事業実績による減、基金の積み増し及び消費税増額による子育て世帯・低所得者の負担軽減を図る目的のプレミアム付き商品券事業による増、差し引き５，２５３万円の増額、項２．徴税費におきまして、公売及び強制執行を行う必要がなくなったことによる弁護士委託料など１８３万円の減額、１７ページに移りまして、項３．戸籍住民基本台

帳費におきまして、マイナンバーカードなどへ旧姓表記をするためのシステム改修費用執行残 268 万円の減額、款 3. 民生費 項 1. 社会福祉費におきましては、ぬくもりの郷デイサービスセンターとグループホームの運用益収入による地域福祉基金の減額及び介護保険事業勘定特別会計への繰出金の増、養護老人ホームへの入所措置人数の減による減額など、差し引き 154 万円の増額、項 2. 児童福祉費におきまして、児童相談援助委託料について全て職員対応としたことによる減額、並びに保育所及び認定こども園の運営補助の実績、児童手当の実績により、3,686 万円の減額、18 ページに移っていただき、款 4. 衛生費 項 2. 清掃費におきまして、分別収集指定袋の入札執行残及び災害廃棄物処理基本計画の委託によらない独自策定により、941 万円の減額をお願いするものでございます。

款 5. 農商工業費 項 1. 農業費におきましては、国補助金の確定により財源更正をお願いするもの、項 2. 商工費におきまして、企業立地奨励金申請件数の減、並びに工業ゾーン創出事業の事業手法や土地利用計画決定に時間を要したことによる造成事業等の詳細設計の次年度実施及び補償調査業務における入札による執行残により 1 億 3,618 万円の減額、19 ページに移っていただき、款 6. 土木費 項 1. 土木管理費におきましては、第 1 浄化センター周辺環境整備事業に係る未登記地の分筆登記等委託実績並びに相続人調査件数の減及び危険空き家除却補助金の申請件数減により 950 万円の減額、項 2. 道路橋梁費におきましては、事業実績による道路・橋梁長寿命化対策工事費の減、設計変更による町道拡幅工事の実施年度変更などにより、1 億 371 万円の減額をお願いするものでございます。

20 ページを御覧ください。項 3. 都市計画費におきまして、測量設計などの業務数量の減少及び現場技術委託をしなかったこと、不動産鑑定結果による物件補償費の減などにより 5,525 万円の減額、項 4. 住宅費におきまして、事業実績による公営住宅修理費 490 万円の減額、21 ページに移っていただき、款 8. 教育費 項 1. 教育総務費におきまして、空調設備工事費の減及び対象者の減少による就園・就学助成費の減などにより 290 万円の減額、項 2. 小学校費におきまして、光熱水費の執行残及び印刷機及びパソコン使用料における入札残により 240 万円の減額、項 4. 中学校費におきまして、平成 30 年度執行額の精算に伴う式下中学校川西町分担金の減により 493 万円の減額、項 5. 幼稚園費におきまして、退職手当負担金の不足分 4 万円の増額、22 ページに移っていただき、項 6. 社会教育費におきまして、文化会館空調設備改修工事の入札の執行及び工事清算による減額及び国庫補助不採択による出土遺物保存処理委託事業の未執行、ふれあいセンターの設計業務等の不用額など各種事業実績による減などにより 4,274 万円の減額、23 ページに移っていただき、項 7. 保健体育費におきまして、体育施設の指定管理料の算定不足分などにより、63 万円の増額をお願いするものでございます。

款 10. 諸支出金 項 2. 基金費におきまして、繰出金で 1 万 8,000 円の増額をお願いするものでございます。

主な歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入につきましては、戻っていただいて、11 ページを御覧ください。

款 1 1. 分担金及び負担金について、保育料の算定基礎となる利用者の所得の見込み値の変更に伴い、300万円の増額をお願いするものでございます。

款 1 3. 国庫支出金におきましては、児童手当や給付費、道路橋梁事業の実績により補正を行うもので、主に児童手当国庫負担の減、児童福祉費国庫負担金の減、道路橋梁費補助金の減及びプレミアム付き商品券事業補助の増など、差し引き6,536万円の減額をお願いするものでございます。

12ページを御覧ください。款 1 4. 県支出金におきましても、国庫と同様に事業実績に伴う施設型保育給付費の減、事業不採択による新たな文化活動チャレンジ事業補助金の減などで、1,411万円減額をお願いするものでございます。

13ページに移っていただき、款 1 5. 財産収入におきまして、土地開発基金の利子の増2万円を見込むものでございます。

款 1 6. 寄附金におきまして、返戻品のメニューの多様化などによるふるさと応援寄附金1,048万円の増額、款 1 7. 繰入金 項 1. 基金繰入金におきまして、減債基金においては、交付税等で余剰の歳入が発生したことにより取り崩す必要がなくなったこと、その他の自治振興・地域づくり・環境整備の各基金を原資とする文化会館の空調設備改修工事、自治会集会所への補助、町道の分筆登記委託等に係る工事費や委託費の実績に伴い、1億8,920万円の減額をお願いするものでございます。

款 1 9. 諸収入におきまして、新市町村振興宝くじ交付金の額の確定に伴い、17万円の増額、14ページに移っていただき、款 2 0. 町債におきまして、デジタル防災行政無線の入札減に伴う緊急防災・減債事業債の減、道路・橋梁長寿命化対策工事などの補助対象額が確定したことに伴う公共事業債の減、その他、町道拡幅工事や公営住宅、ふれあいセンター改修設計などの事業実績に伴う減などにより、1億660万円の減額をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ3億6,161万円の減額補正をお願いするものであります。これによりまして、平成30年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億5,912万円となります。

このほか、繰越明許としまして、6ページを御覧ください。

プレミアム付き商品券事業、川西町流域関連公共下水道事業認可変更業務、工業ゾーン創出事業に係る建物等調査、駅周辺整備事業及び東城地区整備事業について、近鉄や県、その他地権者等との協議のおくれから翌年度に繰り越して使用するため、4億8,259万円の繰越明許費をお願いするものでございます。

7ページを御覧ください。債務負担行為変更及び廃止についてでございます。

まず、変更についてでございますが、これは、消費税増税に伴う指定管理委託料の変更でございます。

駅周辺整備建築設計業務につきましては、当初基本設計と詳細設計を行う予定でございましたが、これも近鉄等関係者との協議が遅延したため、基本設計のみの実施とし、当該債務負担行為を廃止とするものでございます。

次に、中央体育館改修工事設計監理委託業務につきましては、これも改修工事が次年

度になることから、監理業務を次年度に行うということで債務負担といたしましたが、31年度にはふれあいセンターの改修工事もあり、2つの工事を同時監理したほうが効率的であるという判断のもとに、当該債務負担についても廃止とするものでございます。

8ページを御覧ください。地方債限度額の補正についてでございます。

各種事業の実績に合わせ、それぞれ限度額の減額をお願いするものでございます。

次に、議案第9号、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。長期入院患者数の増加などにより保険給付費を増額し、財源としては県費の普通交付金を充て、歳入歳出とも1,400万円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ10億3,169万円となります。

次に、議案第10号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。保険料収納額の増額見込みに伴う後期高齢者医療広域連合への保険料負担金の増等により、歳入歳出とも316万円の増額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億4,570万円となります。

次に、議案第11号、平成30年度介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

7ページを御覧ください。グループホームの整備に係る事業者への補助金については、事業者からの応募がなかったこと、保険給付費については、各サービスの実績見込みの増減により、歳入歳出とも差し引き3,637万円の減額をお願いするものでございます。

これによりまして、同特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ8億2,848万円となります。

次に、議案第12号、平成30年度水道事業会計補正予算についてでございます。

1ページを御覧ください。収益的収入におきまして、水道料金の収入減、その他営業収益の減などにより591万円の減額、収益的支出におきまして、県水受水費の増、減価償却費及び消費税の増などにより、差し引き491万円の増額をお願いするものでございます。

資本的収入におきまして、工事管理業務が未執行となったことにより、46万円の減額をお願いするものでございます。

以上により、収益的収入 第1款水道事業収益は2億1,471万円、収益的支出 第1款水道事業費用は2億132万円、資本的支出 第1款資本的支出は6,146万円となります。

次に、議案第13号、平成30年度下水道事業会計補正予算についてでございます。

まず、起債限度額の補正についてでございます。

表紙の裏の第4条を御覧ください。事業実績に合わせて限度額の減額をお願いするものでございます。

1ページを御覧ください。収益的収入におきまして、下水道料金の収入減、流域下水道負担軽減に係る県費補助の増などにより、差し引き201万円の増額、収益的支出におきまして、主に貸倒引当金の増などにより、12万円の増額をお願いするものでございます。

資本的収入においては、流域下水道事業債及び社会資本整備交付金の減額940万円、資本的支出においては、工事費における入札執行残及び流域下水道への負担の減額1,130万円、以上により、収益的収入 第1款下水道事業収益は2億7,094万円、収益的支出 第1款下水道事業費用は2億6,852万円、資本的収入 第1款資本的収入は1億5,417万円、資本的支出 第1款資本的支出は1億5,227万円となります。

以上が、平成30年度の補正予算関係でございます。

続きまして、条例の制定及び一部改正等、予算外議案について御説明いたします。

まず、議案第14号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、工業ゾーン創出事業に係る誘致企業を選定するための企業立地選定審議会を附属機関として追加するための条例の一部改正でございます。

次に、議案第15号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律に基づき、職員の時間外勤務について必要な事項を定める事項を追加するための改正でございます。

次に、議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、報酬の支払い対象となる非常勤特別職を整理して明確にするための改正でございます。

次に、議案第17号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、条文中の字句について一部修正するための改正でございます。

次に、議案第18号、川西町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。これは、長期継続契約を締結する対象事案について、機動的に適時柔軟に対応することができるように、内容を追加するための改正でございます。

次に、議案第19号、川西町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。

1枚おめくりください。これは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、本町に進出する企業の固定資産税の一定期間の課税免除について定める条例を制定するものでございます。

なお、具体的な内容といましては、地域経済牽引事業計画を策定し、県の承認を受けた事業者に対して、取得価格が１億円を超える家屋、構築物、土地の固定資産税を３年間課税免除するというものでございます。

次に、議案第２０号、川西町小集落改良住宅条例の全部改正についてでございます。

１枚おめくりください。これは、町営住宅・改良住宅審議会からの答申に基づき、改良住宅の家賃等住宅管理の内容について新たに定めるために行う条例の全部改正でございます。

次に、議案第２１号、川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてでございます。

１枚おめくりください。これは、学校教育法及び関係省令等の改正に伴う布設工事監督者等の資格内容及び表記について改正するものでございます。

次に、議案第２２号、川西町道路線の一部廃止についてでございます。

これは、保田地区の遊水地事業により、町道の終点に変更が生じたため、当該町道の一部を廃止するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田三郎君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議案については、各関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、厚生、総務・建設経済各常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は、既に配付しておりますとおりお取り計らいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、２２日午前１０時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

また、１２日におきましては、再開日となっておりますので、御参集願います。

本日は、どうもありがとうございました。

（午前１１時１１分 散会）

平成 3 1 年川西町議会
第1回定例会会議録

(第 2 号)

平成 3 1 年 3 月 1 2 日

平成30年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成31年 3月12日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成31年 3月12日 午前10時 宣告	
出席議員	1 番 松村定則 2 番 安井知子 3 番 福西広理 4 番 伊藤彰夫 5 番 石田三郎 6 番 今村榮一 7 番 松本史郎 8 番 寺澤秀和 9 番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 総務担当理事 西村俊哉 教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮 税務課長 西川直明 事業課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹 住民保険課長 大西成弘 長寿介護課長 岡田充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	7 番 松本 史郎 議員	8 番 寺澤 秀和 議員

川西町議会第 1 回定例会（議事日程）

平成 3 1 年 3 月 1 2 日（火）午前 10 時 00 分再開

日程	議案番号	件名
第 1		一般質問
第 2		総括質疑

(午前10時00分 再開)

議長 (石田三郎君) 皆さん、おはようございます。

これより平成31年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

2番 安井知子君。

2番議員 (安井知子君) 議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

1、男女共同参画について。

平成30年5月23日公布・施行された男女共同参画の推進に関する法律について。目的、基本原則、責務等、とても大切で必要な内容です。でも、現実には、衆議院女性議員10.1%、参議院女性議員20.7%、都道府県議会女性議員10.1%、市町村議会女性議員13.1%です。川西町においても、16年前に1人の女性議員が活躍されましたが、現在は私1人です。

今後、民主主義の確立のためには、男女がその違いから生まれる互いの長所を生かし、平等に、かつ補い合いながら機能する社会をつくることが大切だと思います。

女性が女性の目線で住民に身近な問題を議論する。今、多発している子どもの虐待、いじめ問題も、女性が積極的に取り組んでいく。奈良県では女性活躍推進課があり、女性のエンパワーメント促進及び支援のため、多方面で努力されています。

川西町での対策と方向性は。

2、老人福祉施設について。

平成31年3月1日に、特別養護老人ホーム ゆいの里あすかがオープンされました。50床とのこと。しかし、満床にはとても至っていません。要介護3以上でも病気のある人は入所不可。では、入所してからの病気はいかに対応されているのか。

また、昨年5月と11月にグループホーム2ユニット18床の業務委託募集をされましたが、応募がなく、再々度募集されるとのこと。川西町として、需要と供給の観点から、人口減少の今、適数は何床とお考えですか。次回も応募がないときの対応は。募集要項を広報川西に載せられてもいいのではないのでしょうか。

終わります。

議長 (石田三郎君) 町長。

町長 (竹村匡正君) 安井議員の御質問にお答えいたします。

まず、男女共同参画についてでございます。

男女共同参画の推進は大変重要であると認識しており、本町における女性管理職は、こうした認識のもと、現時点で7人の課長補佐を登用している状況でございます。

議員御指摘のように、政治分野における男女共同参画推進法は、衆議院議員選挙や参議院議員選挙、地方議会議員選挙における候補者数ができる限り男女均等となるよう、政党などに努力義務を課す、いわゆる理念法であり、男女均等擁立の具現化が課題とさ

れております。

しかしながら、こうした法律が成立したことは、政治分野に限らず、男女共同参画社会の実現に向けての大きな前進であると捉えております。

議員御質問の本町の対策と方向性といったしましては、現在、第3次総合計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて施策の展開を図っているところでございます。

まず、施策の方向性といったしましては、「男女が互いにその人権を尊重し合い、あらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します」と計画に示し、対策としての方針の1つ目といったしまして、社会における女性の活躍の場を拡大するため、各審議会や行政委員会等委員への女性の登用をより一層進めてまいりたいと考えており、各審議会等への女性の積極的な登用といったしております。

2つ目といったしましては、女性の社会生活、家庭生活及び社会進出に関する情報について広報紙等により提供するとともに、町が主催する研修会や講座の啓発をしてまいりたいと考え、女性の社会生活、家庭生活及び社会進出に関する情報提供といったしており、この2つの方針を対策として取り組みを進めているところでございます。

男女共同参画社会の実現に向けましては、国や奈良県の取り組み状況にも注視をいたしますとともに、本町におきましては、本計画に掲げた施策を着実に推進いたすことが基本であると考えており、引き続き一步一步着実に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、老人福祉施設についてでございます。

先般3月1日に、町内に特別養護老人ホーム ゆいの里あすかが開設されました。町内の特別養護老人ホームへの入所待機者は、県の資料によると、昨年4月時点の調べでは18名となっており、年々増加傾向にある施設入所のニーズに対して、当該施設の開設は、良好な受け入れ体制になったものと考えております。

町としては、住民の特養への入所希望については行政的に直接かかわることではありませんので、特養への入所待機数については把握することは困難であります。しかし、当該施設の3月4日現在の入所申し込みの状況は、申し込み18件で入所決定が14件、そのうち川西町住民の方では、申し込み6件で入所決定は5件とお聞きしており、今後とも順次決定されていくものと思われま。

このようなことから、さきにも申しましたように、川西町住民の特養への入所待機の状況は改善されるのではないかと考えております。

また、入所に際して、要介護度の基準を満たしていても、病気のある方や入所後に病気になった方への対応としましては、老人福祉施設は、基本、介護を行う施設でございますので、病院のように積極的な医療行為を行うところではありませんが、一般的には、単に病気を理由に入所が不可になったり、退所を告げられたりすることはございません。病名・病種にもよりますが、医療的依存度の高い方の受け入れについては、各施設によって連携する医療機関や看護の体制によりましますので、各施設へ問い合わせて、受け入れが可能かの相談をしていただければと考えております。

また、このような長期的に医療処置が必要な要介護者の方につきましては、介護療養型医療施設や、平成30年4月から創設されました介護医療院などの施設がございます。

次に、密着型サービス事業所の整備についてでございますが、これらの施設は地域密着型の施設でございますので、原則、地元住民の方のみの利用が前提となります。このようなことから、第7期介護保険事業計画、平成30年度から平成32年度の3年間の計画でございますが、その中で、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと、小規模多機能型居宅介護の整備を見込んだところでございます。

平成30年度の公募につきましては、昨年5月にはグループホーム、11月にはグループホームと小規模多機能型居宅介護をそれぞれ募集いたしましたが、2回とも応募受け付けはなく、事業所の選定には至りませんでした。

今回の再公募につきましては、時期を見て31年度内に行い、事業所の選定に至れば、32年度中に開設をすることとして、グループホーム1棟、小規模多機能型居宅介護1棟にとらわれず、両者の複合型も含めて検討し、少しでも早く整備ができるよう、公募を続けてまいりたいと考えております。

また、公募に際して町広報紙への掲載につきましては、広報紙は基本的に住民を対象としていることから、町外の介護事業所等へは届きにくい面はございますが、広く周知する意味から、掲載に向けて進めていきたいと考えております。

なお、グループホームの適数についてでございますが、町の人口が減少傾向にあっても、高齢化により、認知症や介護が必要となる方は増える傾向にあります。グループホームは、1ユニット9床の単位で決められております。町内にはぬくもりの郷グループホームがございますが、1ユニットであることから、現在の入居待ちが2月の初旬時点で16名となっております。

国によりますと、2025年には65歳以上高齢者の5人に1人が認知症患者になるという推計もございます。このような入居待ちや今後のニーズを勘案すれば、既存の1ユニットに今回の整備予定の2ユニット18床を加えた3ユニット27床ぐらいが町内のグループホームとしては適数ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（石田三郎君） 安井議員。

2番議員（安井知子君） 今年1月31日、結崎から下永へ引っ越して7年、身寄りのわからない高齢者の末期に関し、包括支援センターの清水さん、長寿介護課の窪田さん、民生委員の吉岡さん、東人権文化センターの福本さん等の協力で、東京におられた80歳のお兄さんに連絡がつき、最期の分かれができ、お骨にし、満足して帰っていただきました。そのとき、福祉のネットワークの大切さ、ありがたさを感じました。

安心して川西町に住める施設も大切ですが、いざというときは、人、心です。今後、人材の育成をお願いいたします。

終わります。

議長（石田三郎君） 1番 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 皆さん、おはようございます。1番 松村であります。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

福祉避難所の設置・運営について。

川西町では、災害時の指定避難所は、川西小学校、下永・梅戸と中央体育館、ふれあいセンターなど6カ所があります。一次避難所では、生活に支障を来す高齢者、心や身体に障害のある方、妊産婦、乳幼児、持病をお持ちの方などを二次的に受け入れる福祉避難所の役割は重要です。

福祉避難所では、施設自体の安全性が確保されているとともに、手すりやスロープなどのバリアフリー化が図られ、要支援者の安全性も確保された施設であり、呼吸器機能障害者などを受け入れる場合などは、電源の確保が重要であります。また、清潔な水の確保と介護用品・衛生用品などの物資の備蓄が必要となります。

川西町では、重度の知的障害、精神障害のある方が約40名、高齢者で1・2級の身体障害や内部障害のある方が約100名、そして、妊産婦、乳幼児、病弱者などがおられます。このような方々の避難生活には、医療関係者や介護福祉士、社会福祉士などの社会福祉施設関係者などとの連携が必要と考えます。

また、知的障害、精神障害のある方には、川西町が校区にある二階堂養護学校や川西町内外の福祉事業所などとの協定を締結するなど、平時から連携強化を図る必要があると思います。

また、一定の介護資格を持つ町民の方に福祉避難所サポーターとしてあらかじめ登録してもらい、必要に応じて派遣する仕組みの設立も御検討いただきたいと思います。

国からも福祉避難所設置・運営に関するガイドラインも示されております。町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 松村議員の御質問、「福祉避難所の設置・運営について」にお答えいたします。

本町の避難所につきましては、各自治会の公民館を中心に、一次避難所を20カ所、小学校や体育施設など公共施設を中心に6カ所の指定避難所を設置しているところでございます。

また、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来す方を対象とした避難所として、保健センターを福祉避難所と想定しております。

保健センターの施設の概略といたしましては、延べ床面積から収容人数を185名と想定しており、身障者用トイレ、調理室、スロープなど設備を備えております。また、災害用の備蓄品といたしましては、水、毛布などを整備し、保管スペースを確保することで、介護用品、衛生用品の整備を進めてまいりたいと考えております。

議員お尋ねの福祉避難所における非常時の電源確保については、非常用電源の一定の確保は必要なものと認識しており、今後、施設改築の際に、その確保に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、社会福祉施設関係者との連携については、本町の障害福祉では、平成26年6月に、磯城郡3町と磯城郡内の福祉事務所、介護事業所、訪問看護事業所、社会福祉協議会など障害福祉にかかわるさまざまな関係機関で協議会を設立し、郡内で起きている

さまざまな地域課題を洗い出し、課題を共有しながら、その解決に向けて専門部会やワーキングチームを立ち上げ、活動を行っていただいております、近年の大きな災害や地震が相次いで発生していることを受け、協議会でも、防災に関する取り組みにつきましては、今まで以上に積極的な取り組みを行っていただいているところでございます。

具体的な連携などの施策についてはこれからとなりますが、一般的な避難所では対応困難な方の避難生活については、障害や介護を問わず専門的な知識と対応が必要になることから、各関係機関との連携を図りながら、自助・共助・公助を踏まえた体制整備も含め、検討を深めてまいりたいと考えております。

いつ起こるかかわからない災害に備え、行政と各関係機関が双方の役割を認識・理解した上で、問題を共有しながら、今後も引き続き対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 長（石田三郎君） 4 番 伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） それでは、議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、地域福祉と民生児童委員についてであります。

私は、地域福祉がこれからますます重要になってくると考えています。それには、行政だけではなく、地元に着目して活動されている民生児童委員の役割も増えていくのではないかと懸念から一般質問に取り上げました。

川西町地域福祉計画では、基本理念を「安心して暮らせるまちづくり」とし、民生児童委員、社会福祉協議会、行政が連携して、川西町の地域福祉活動を展開していくことになっています。

民生児童委員の役割として、「身近な地域において相談や困り事を抱えた人にさまざまな支援を行い、安心して暮らせるまちづくりを進めるための重要な役割を担っています」と記載されています。支援活動の対象者は、高齢者、障害者、子ども・子育て世代、生活困窮者などで、多種多様にわたっています。本町の高齢化率は33%を超えて、65歳以上の人が3人に1人となってきています。ひとり暮らしの高齢者も多くおられます。障害のある方や介護が必要な方も多くおられます。また、子ども・子育て支援の多様化もしてきています。

本町では、行政と社会福祉協議会、地域包括支援センターや子育て支援センターが一緒になって、相談、支援、健康づくり、各種の予防事業、介護、認知症対策、生活支援、子育て支援などのさまざまな事業が進められています。民生児童委員は、それらの事業を進めていく上で、対象者を見守り、話し相手となり、相談に乗り、支援し、関係機関への橋渡し役として第一線で活動されています。

本町には民生児童委員は19人、主任児童委員は2人おられます。民生児童委員は、町長の推薦により、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。しかし、決まった報酬はなく、わずかな活動費的な経費だけで、ボランティアで取り組まれている姿を見ると、頭が下がる思いがします。

そこでお尋ねします。

民生児童委員の対象となる世帯数はどれくらいあるのでしょうか。現状を見ますと、以前に比べてひとり暮らしを初め支援を必要とされる方々の増加や、子ども・子育て世代に対する支援件数の増加に伴って、地域福祉の課題も多様化してきています。それらの課題に対応していくには、民生児童委員と行政及び関係機関との連携がさらに求められていくと考えられますが、現在の21人の委員さんの負担が大きくなってきているのではないのでしょうか。町長はどのようにお考えになるのか、お尋ねいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問、「地域福祉と民生児童委員について」に答えいたします。

まず、民生児童委員の対象となる世帯数についてでございますが、民生委員に関する事項は、民生委員法に基づいて行われます。その中で、民生委員・児童委員の定数基準についてという厚生労働省局長通知があり、町村の民生委員の配置の基準は、70から200世帯の間で1人置くというようになっております。

民生児童委員の数についてでございますが、これも民生委員法の4条で、都道府県条例で定めるものとされております。奈良県条例の場合、規則委任するようになっており、本町の民生委員の定数は、21人と定められております。これは、川西町の世帯数が今年の3月1日現在で3,641世帯でございますので、民生委員定数21人を単純に平均すれば、約173世帯となり、さきの基準の範囲内となっております。

議員お述べのとおり、川西町においてもひとり暮らしなどの高齢者世帯、子ども・子育てにおける支援が必要な世帯、障害などにより日常生活に困難を抱える世帯など、地域の課題も増加・多様化傾向にあり、民生児童委員の皆様の負担は大きくなっていると私も感じているところでございます。

一方、地域福祉の課題解決のために町が実施している事業は、代表的な取り組みだけでも、高齢者支援施策としては、域包括支援センターを中心として、虐待に関するケース検討会議、困難事例や自立支援に注目した地域ケア個別会議の実施や、内の事業所や川西町を営業範囲としている事業所と連携した高齢者見守りネットワーク事業、また、介護予防施策として、町内8カ所にある住民主体の通いの場である自主体操グループの推進と、すこやか生き生き講座などの開催、認知症施策として、認知症カフェや認知症サポーター養成講座などの開催、子育て支援施策では、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援する川西町版ネウボラ事業、障害者支援施策としても、福祉サービス相談体制への橋渡しや障害の特性に応じた支援、まほろば「あいサポート運動」への取り組みなど、多岐にわたっております。これらの事業に訪問調査や情報提供、事例に応じた個々の協議などの形で、民生委員の皆様には深く御協力いただいております。

このように、福祉施策をより充実していこうとすればするほど、行政と民生委員の関連性は密にならざるを得ない部分もございます。このような中で、民生児童委員の皆様の負担が過度にならないよう、民生委員の皆様の御意見も拝聴しながら、必要に応じた国の基準の許す範囲においての県への定数変更要望や事務事業の見直しなどについて努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（石田三郎君） 伊藤議員。

4 番議員（伊藤彰夫君） 本町では、地域福祉と民生児童委員の活動に十分に配慮されていることがわかりました。

近年の地域福祉の拡大と民生児童委員の役割問題は、地方行政だけの問題ではないようです。全国民生委員児童委員連合会では、昨年、100周年を迎え、一層の活動強化に向けて、これからの民生委員・児童委員制度の活動のあり方に関する検討委員会を設置して検討を行っています。そして、その結果をもとに、民生委員・児童委員の活動環境の改善に係る要望を厚生労働大臣に提出されています。それには、民生委員・児童委員の定数や配置基準の見直し、活動費の見直しなどが上げられています。今後、国でも検討が進められていくと考えられます。

本町におきましても、安心して暮らせるまちづくりを進めていきますが、町内の民生児童委員の活動状況を絶えず把握して、適切な対応をとっていただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（石田三郎君） 3 番 福西広理君。

3 番議員（福西広理君） 皆様、おはようございます。3 番 福西広理でございます。議長の許可を得ましたので、事前通告書どおり、2 点質問させていただきます。

まず1 点目は、今年的大型連休における保育事業及び福祉サービス事業の対応についてでございます。

2019 年4 月30 日、間もなく天皇陛下が御退位され、平成という時代が終わり、翌5 月1 日には皇太子殿下が御即位され、改元するということで、日本国民も明るい話題として祝賀ムードに入っております。本年に限り、その式典の日は国民の休日となり、ゴールデンウィークが今までにない長期間となっております。お祝いの明るい気持ちがある一方で、小さいお子さんや介護が必要な方がおられる御家庭では、「祝日で、普段預けている施設が利用できるのか」といった不安の声を聞いております。サービス業などに従事されている方にとっては、大型連休は繁忙期になり、仕事が休めないというのが実情です。

そこで質問ですが、仕事が休めずに預け先が見つからない方々に対して、本町では何か対応策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、2 点目、職員向けの実践的な防災図上訓練の実施結果について質問いたします。

本年2 月に、本町職員による実践的な防災図上訓練を実施いただいたと伺っております。私は、議員就任当初から、この実践的な防災図上訓練の必要性を強く訴え、早期の実施を求めてきた事案ですので、今回の実施に関しては高く評価するところです。

そこで、改めて質問ですが、今回の訓練の実施内容と、訓練の結果気づいた課題、また、今後の訓練実施に向けた改善内容をお聞かせ願います。

以上2 点につきまして、御回答をお願いいたします。

議長（石田三郎君） 町長。

町長（竹村匡正君） 福西議員の御質問にお答えいたします。

まず、「今年の大型連休における保育事業及び福祉サービス事業の対応について」にお答えします。

保育事業についての大型連休における対応でございますが、現時点においては、利用されている住民の方から川西町に施設利用についてのお問い合わせはございませんが、議員お述べのとおり、サービス業に従事されている方もおられますので、健康福祉課から各保健施設に問い合わせいたしましたところ、成和保育園と川西こども園についてはカレンダーどおりで検討している、学童保育所については、4月30日、5月1日、5月2日も運営の方向で検討中であると回答を得ております。

川西町といたしましては、各保育施設において祝日の開所には職員の配置や安全管理などの諸問題があることを理解しつつも、利用者から開所の要望があった場合には、可能な限りの対応をいただけるようお願いしているところでございます。

また、今後において住民ニーズを十分に注視し、必要なときには、調整機関として、住民の皆様からの要望に沿えるように努めてまいりたいと思っております。

福祉サービス事業、特に介護サービス事業におきましては、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びグループホームにつきましては、従来から年末年始を含む365日年中無休でサービスの提供を行っておりますので、今回のゴールデンウィークにつきましても御利用いただけます。

次に、「職員向けの実践的な防災図上訓練の実施結果について」にお答えいたします。

図上訓練につきましては、2月6日水曜日に、役場2階の201会議室を災害対策本部として実施いたしました。

まず1つ目の御質問、訓練の実施内容についてでございますが、ロールプレイング方式による、限りなく実際の水害時に近い大規模な災害を想定したシナリオを作成し、それぞれの状況に応じた職員の配備体制や行動、また住民への情報伝達や対応など、本町で最も多く発生すると予想される水害時にどう対応していくかという訓練でございました。

今回の訓練では、本町の防災マニュアルによる自身や班体制での役割の確認と的確な対応などについて訓練しているほか、住民への情報伝達訓練、県の防災システムによる連携強化訓練などを実施したところでございます。

2つ目の質問、訓練の結果気づいた課題についてでございますが、図上訓練終了後に、参加者全員に今後に向けた参考とするための振り返りシートを提出させており、現実との乖離や各担当間での協力・連携の必要性、また情報集約の方法など、いろいろな課題が出ており、現在、それぞれの課題整理をいたしておるところでございます。

最後の御質問、今後の訓練実施に向けた改善内容についてでございますが、振り返りで出た課題が改善内容と考えておりますので、課題整理をもって次回の図上訓練に反映してまいりたいと考えておるところでございます。

振り返りシートには、「職員の能力、意識向上を図るため、定期的に行う必要がある」などの意見もあり、今後もマニュアルの見直しも含め、実態に即した訓練を実施するように考えており、職員のスキルアップに努め、災害時に備えてまいりたいと考えており

ます。

以上でございます。

議 長（石田三郎君） 福西議員。

3 番議員（福西広理君） 介護サービス事業につきましては、365 日対応していただいているということで、安心いたしました。また、学童保育所についても、10 連休中の3 日間を運営する対応で検討していただいているということで、ほぼ例年どおりの運営になるかと思しますので、こちらも引き続き御対応をよろしくお願いいたします。

次に、保育事業に関しましては、利用されている方からの問い合わせはないとのことですが、私が把握している限りでは、2 件、預け先がなくて困っているとの声が上がっております。この大型連休まであと1 カ月半ほどですが、保育施設の利用者さんのアンケート調査なども行って、本当に困っている方の声を拾っていただけるような、子育て世帯にやさしい行政運営をお願いします。

次に、防災図上訓練についてですが、ロールプレイング方式というのを採用していただいて、しっかりとした訓練を行い、また、参加された職員から課題を挙げていただいて、現在その課題を整理している段階であるということです。こちらに関しましては高く評価し、今後も課題改善に向け取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、職員さんのほうから、「能力・意識向上を図るため、この図上訓練を定期的に行う必要がある」との意見もあったとのことですが、私も、これは定期的に継続して行い、都度改善を図っていかなければ意味がないと考えておりますので、少なくとも年1 回は行っていただきたいと思います。来年度、平成31 年度にもこの図上訓練を行っていただけるということでしょうか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず最初に、保育事業につきまして、福西議員のほうには2 件の問い合わせがあったということでございます。こちらにつきましては、後ほどまた詳細について伺いして、対応を検討させていただきたいと思っております。

そして、防災図上訓練を少なくとも年1 回は行う必要があるのではないかと御意見につきましては、私もそれを感じておるところでございますので、役場内で調整を図りまして、対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議 長（石田三郎君） 福西議員。

3 番議員（福西広理君） ありがとうございます。今回実施いただいた訓練は、水害を想定した訓練であったと伺っております。大規模地震が発生した場合は、今回の訓練内容とはまた違った対応が求められますので、いつ発生するかわからない地震災害の図上訓練も早期に行っていただき、住民の生命・財産を守れる、災害に強い職員の育成に努めていただきますことを強くお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議 長（石田三郎君） 11 番 芝和也君。

11 番議員（芝 和也君） 11 番 芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の4 人に続きまして、町長に質問をいたします。

今般は、住民基本台帳の閲覧に関してであります。

住民基本台帳の閲覧は、一定の制限がなされていますので、広く一般に対して許可されているものでないことは、町長も御承知のとおりであります。また、住民基本台帳法に基づいて申請があった場合でも、その申請者に対しては、あくまでも必要に限って閲覧させることができる旨の法律のたてつけでありまして、情報の提供に関しては、常に実施機関の可否の判断が生じる規定になっております。

また、専ら公の機関からの閲覧要請が中心ではありますが、防衛省や自衛隊からの要請であっても、それらは強制力のある法的根拠を持った義務規定でないことは、町長も御承知のことと存じます。例年、自衛隊や公的機関等の調査研究に供するため、その閲覧が許可されているところではありますが、調査研究はともかくとしましても、自衛隊の隊員募集に関する当該年次の住民情報の閲覧に関しては、個人を尊重する憲法規定や個人の権利・利益を保護することを目的とする個人情報保護法や本町個人情報保護条例に抵触するおそれがあることは否めません。

この点、町長はいかに判断なさるか。まずはこの点についての御所見をお伺いいたします。

また、当該閲覧許可の根拠をお示し願うとともに、今後は、情報を提供している旨、本町住民に対して実施機関として個々に明らかにし、その際、それぞれが利用停止を請求する権利を有する旨をきちんと案内し、個々人の承諾のもとに一連の個人情報等の開示に当たられんことを求める次第であります。

以上、御答弁、よろしくお願いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御質問、「住民基本台帳の閲覧について」にお答えいたします。

今回、議員御指摘の住民基本台帳の閲覧については、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当し、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる」と定められており、自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務についても、これに該当するものと考えております。

また、同法上、請求に対する拒否についての明記がないことから、本町といたしましては、請求要件に誤り等が認められない場合、閲覧の許可は適正な処理と考えております。

また、議員御指摘の利用停止を請求する権利については、本町の個人情報保護条例第30条第1項から第3項において、町が情報を「規定に反して利用し、又は提供していると認めるときは、その利用又は提供の停止を請求することができる」と定められております。

自衛隊からの請求及び町の閲覧許可については法令等に基づいたものであり、この条文に違反するものでないため、個人からの利用停止請求を受けることはできないと認識しております。

毎年本町に閲覧請求があり、町として閲覧を許可したものについては、住民基本台帳法第11条第3項で閲覧の状況について公表することを定められておりますので、年に1回、広報を通じ、住民に公表しているところであります。

町といたしましては、現状の取り扱いについては適切な処理であると認識しておりますのでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 閲覧の許可は適切にしていると、こういうことでありました。いずれにしましても、住民基本台帳法の規定に基づいた閲覧は許可されていますので、それは町長がお述べのとおりと私も思っているところであります。

法の規定で言いますとそういうことになるわけでありまして、これが反しているとか反していないとか、そういうことで言いますならば、規定には反していないという話にはなりますが、そこは川西町という地方自治体でありますし、住民の皆さんの個人情報をきちんと預かっているというところになるわけであります。それが例年閲覧申請があつて、閲覧を許可しているという流れの中にはありまして、自衛隊の隊員募集を除きましては、基本的に公の機関から委託をされたところが調査研究ということで住民基本台帳の閲覧ということになるんですけれども、隊員の募集ということで、その学校卒業年次の皆さん全員の閲覧が許可されるということに、規定どおり準用すれば、それはそうなりますねんけど、そういうことが行われています。あとは案内を出す出さんは向こうの取り組みになりますけれども、そういういきさつがきちんとあるということですから、後日、大体年度末、年が明けてから春までの間に閲覧をして、本町ホームページや広報に載るのは、大体秋ぐらいには「前年度の閲覧がありました」という公表がされているという流れです。

そこは、通年こういうことで行われていますので、「皆さん、こういうことがありましたらお知らせしますよ」ということで、まずは先に皆さんに案内をして、その上に立って個人情報を扱うということが、住民の皆さんの暮らし全てに関して責任を負っている自治体としてとるべき態度ではないかと思ひます。その辺について、町長はいかにお考えになりますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 芝議員の御意見ですが、毎年自衛官の募集について閲覧の許可を求めているので、事前にそういう状況にあるということをお伝えしたほうがいいのではないかとお話をございますが、過去毎年はありましたけれども、この先あるかどうか、それは予測の範囲内でございまして、ない可能性もございまして、それは従来どおりの対応とさせていただきたいと思ひます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 従来どおり対応していくと、こういうことでありました。ない可能性も確かにあります。ただ、この間の動きとしては、ずっと閲覧申請——これは全国

の市町村をつぶさに調べていませんけれども、市町村によっては、わざわざ該当する名簿のコピーをつくって、どうぞとやってるところもあったら、もっとすごいところは、宛て名シールをつくって、どうぞとやってるところもありまして、そうなりますと、ほんまにどうかと思いますが、法にのっとりた閲覧ということでもありますので、全国ほとんどの市町村の閲覧はされていることにはなりますが、従来どおりという話でありました。

ただ、そういう中であって、これは自衛隊としても初めてのことであるようですが、昨年５月１５日付で、防衛大臣から全国の市町村長さん宛てに――竹村町長も含めてですけれども――隊員の募集に関して、閲覧を含め、その他の案内も含め、協力をお願いする旨の要請が出てきているということです。大臣自らがそう言うてはるわけですから、これはよろしくお願いしまっせという話でお願いしてはるわけですから、可能性があるとかないとかで言いますと、来ると。だから、「要請を受けてますねん。したがって、これこれ、法にのっとりやってますので、皆さん、その旨、御理解くださいね」と、こういう話に当然なってしかるべきだと思いますが、そこはいかがでありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 自衛隊法施行令でも、１２０条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」とございますので、法令・法律にのっとり対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 町長のお答えのように、自衛隊法１２０条、そこには「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と、こういう規定になっています。「求めることができる」です。町長の最初の御答弁でお述べいただきましたように、求められたからといって拒否することはできない、拒否することも法規定にはありませんけれども、可否の判断はできる。求められたら出さなければならない、求めに応じなければならないという、ならない規定ということと言いますと、そこは「求めることができる」、求めに応じて協力するか否かの判断は生じる、こういうことになります。

いずれにしても、可能性の話に戻りますけれども、防衛大臣が各市町村長さんに、協力をお願いしまっせということで、わざわざ、今まで全然してきてはれへんだのに、去年の５月に初めて全国の市町村長さんに大臣名で大臣自らが言うてはるわけですから、それはもう当然、協力をお願いしまっせというて、閲覧を申請してきはるのは当たり前の話でありますので、そこは経緯経過をきちんと説明して、「皆さん、こういうことで開示しまっせ」という話になってしかるべきやと思うんですが、いかがでありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 先ほどから申しておりますとおり、法律・法令にのっとり対応するということでございます。

何度も仮定の話をされておりますが、そのような状況になった場合につきましては、近隣市町村の状況等も踏まえて対応を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 防衛大臣から竹村町長に協力をお願いしなせと要請があったのは、町長もその旨認識してはりますやろ。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 防衛大臣からの直接の要請に関しましては、申しわけございませんが、私のほうではまだ確認しておりません。

以上でございます。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 役場には届いてますので、確認していただきたいと思いますが、それはそれで防衛大臣が全国の市町村長さんに要請をされてるということでもあります。昨年5月15日付で出してはりますので。

町長がおっしゃっているとおり、法に照らして規定どおりに対応しているということで、その点での問題はありません。ただ、先ほどから言うてますように、やっぱり住民の皆さんに依拠して、住民の皆さんの思いを酌んで務めを果たす、それが地方自治体の役割ですし、地方自治の自治権、これもきちんと国と自治体の間では——もともとは機関委任事務とかいう形で委任された事務がありましたけれども、今は法定受託事務みたいな形に変わって、国と自治体の関係も対等ということに扱いが変わってきている、こういう流れの中にあって、事個人情報に関するところでありますので、やっぱりそこは住民の皆さんの個人情報を預かっている自治体の務めとしては、慎重には慎重を期して対応していくのが自治体の務めだと思います。

憲法規定で言いますと、憲法13条では個人の尊重ということがきちんと規定されているわけでありまして、「立法その他の国政上で、最大の尊重を必要とする」と。この尊重規定は大変重いものと心得ますが、町長御自身、この規定に関して、やっぱりこの規定を尊重して日々のあらゆる事務に努めるというのは市町村長の務めやと思いますが、いかがでありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 憲法13条の規定もございしますが、一方で、自衛隊法の97条では、「市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」とございします。いわば委任事務だと考えてもおりますので、法律・施行令に従って今後も対応してまいる所存でございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 委任事務と考えているということでありましたが、この自衛隊法の97条の規定も、「することができる」という規定でありますから、先ほども言いましたように、今は機関委任事務から法定受託事務ということで、事務の取り扱いも変わ

ってきていると。それはもう国から市町村に委任してやっていた時代ではなくて、地方と国とは対等やということから、法定受託事務という形に扱いも変わってきているという考え方、扱い方の変化が今起こっているわけでありますので、その点、法の規定に基づいてやっているということでは町長がおっしゃっているとおりなんです。地方自治体の長として、住民の皆さんの個人情報4情報を含めて全ての情報を預かっている自治体が憲法規定をきちんと遵守して日ごろの事務に当たる。自衛隊法といえども憲法の規定に照らして法律はつくられているわけですから、この点、市町村長の判断というのは大変重い、大きな役割があると心得ますが、その点、いかがでありますか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 自衛隊法並びに自衛隊法施行令、また個人情報保護法の規定につきましては、憲法に関しまして違憲であるとかというような話は出ておりませんので、法律・施行令に従って対応させていただきたいというのは従前から申しておるとおりでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） だから、対応は今までどおり規定に照らしてやってはるさかいに、それがあかんとかええとか言うてる話ではありません。それはそうなったわけですから、既に個人情報を出してしもうてるわけですから、それを、「皆さん、かくかくしかじか、こういう経緯で、これが出ますので、その旨お含みください」ということで、きちんと承諾を得て事務を執行する、これが自治体の長の務め。法律にしても、全て憲法に照らして、憲法の範囲内で法定されるわけですので、その決まってる法律が憲法に対して違反してる、違憲なんかいことは、そもそも違憲やったら法律ができませんので、ない話でありますから、法の規定に照らしてしっかり執行していることは、憲法がそもそもその最大の規範としてあるということにほかなりませんから、個人を尊重する憲法規定を遵守することからも、自治体としては法に照らして仕事はしますけれども、それをまずは住民の皆さんにもきちんと提示をし、それを含んでいただいた上で事務を執行していく、こういうことが筋ではないかというふうに考えます。

そこは町長は、そういう認識に立つか立たんかというのは、今、大きく意見を異にしているところでありますが、その見方、考え方についてはいかがですか。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村正匡君） 先ほどからも申し上げておりますとおり、自衛隊法や自衛隊法施行令が違憲の状況じゃない、憲法に照らして法律が制定・施行されているということから、法律・施行令に従って事務対応するのは特に問題となることではないと考えておる次第でございますので、従来どおりの対応を今後も引き続きさせていただきたいと考えております。

以上です

議 長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 町長の考えはよくわかりました。いずれにしましても、そういう

状況で一連の事務がなされているということを皆さんに明らかにして、その上で法に照らして事務を執行していただくことを重ねて求めまして、質問を終わります。

議長（石田三郎君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました承認第1号、平成30年度川西町一般会計予算の専決処分についてより、議案第22号、川西町道路線の一部廃止についてまでの承認案1件、議案22件について一括議題といたします。

去る8日、当局より提案説明が終わっておりますので、これより総括質疑に入ります。

総括質疑通告により、11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） それでは、31年度の一般会計予算、介護保険会計、国保会計と、それから30年度の介護保険会計の補正予算についてお尋ねいたします。

まずは31年度一般会計で、福祉医療費のところですが。

支援策としてどういう手だてを講じていったらええかということについては、子ども医療費等の取り扱いについて模索中であるというふうに存じますが、この子ども医療費等の福祉医療費の軽減策、これは、個人負担の軽減策は日常生活に直接反映するものがありますので、大変効果は大きいものというふうに認識をしているところであります。

そこで、議論を重ねているところでありますが、妊婦さんを子ども医療費の取り扱いの対象に加えることでありますとか、また、対象年齢そのものの引き上げ、国保証の支給と同じ18歳まで引き上げることにについて、その後の進捗はどうなっているか、状況についてお尋ねをいたします。

次に、児童措置費についてであります。病児保育の実施に向けた本町の取り組みについて、現在、この病児保育実施に向けてはどのような状況にあるかについてお尋ねをいたします。

それから、放課後児童対策としての学童保育であります。現況といたしましては、募集をかけますと定員を超える状態で応募が来るということが常態化してきているのが現状でありますので、これは、当座、需要と供給の関係で言いますと、供給の枠を広げていくことが求められているところであります。これもこの間議論を重ねているところでありますが、町としての対応、福祉部局であるとか教育委員会部局であるとか、いろいろありますけれども、教育委員会部局のほうは、また所属の総務委員会でお尋ねをいたしますが、いずれにしても、学童保育の需要と供給の関係で、キャパシティーについてどう考えているか、その辺についての手だてをお伺いいたします。

それから、清掃総務費についてであります。ごみ減量化から話が始まって、ちょうど平成の頭ごろでありますけれども、ダイオキシンの問題とか、いろいろ環境の問題への関心が高まりました。社会全体の中でもそういったことでごみの減量化ということでさまざまな取り組みが行われています。その中で、本町も生ごみ堆肥化の取り組みとして、コンポストの機械の利用でありますとか、非電動のコンポスト容器、これらの利用の助成に取り組んだところであります。とりあえずは1回切りということになってはいますが、今では、これを続けてはる人は、やっぱり相当意識の高い人がそういう取り組みをされ

ているのが現状であります。そういう点では、そういった環境に配慮した取り組みに積極的に取り組んでいただけるということは、全体の社会に対しては功を奏する話になりますから、この1回限りの規定を外して、必要な手だてとして実施をしていくようにしてはというふうに考えますが、そこら辺の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

次は、31年度介護保険事業会計予算についてであります。

例年任意事業で取り組まれている配食サービスであります。昼間独居も含めまして、1日1回ということになります。基本は昼ということになってきますが、昼間独居の場合は夜は家族がおられますけれども、独居の場合はずっとひとりですので、そういう点で言いますと、昼だけに限らず、昼・夜対応できるような、1日2回体制の取り組みについていかがお考えか、その点についてお尋ねをいたします。

それから、グループホームの住民税非課税者を対象に実施されていた食費の軽減策でありますけれども、これが本年8月から打ち切りということになりますが、これは、前段、現在の値段設定に上がったときに、一気に上がる分を抑制しようということで軽減策が実施されている取り組みでありますので、そういう点では功を奏する取り組みでありますから、その継続実施を求めるものであります。それについての御答弁、よろしくお願ひいたします。

それと、あと介護保険では、これは磯城郡の審査会の認定審査における発足当初からの傾向でありますけれども、磯城郡の認定審査会の場合は、二次判定での変更で、重度化が軽く、軽度化が高くなるという傾向がずっと続いています。一次判定した結果を二次判定にかけて、審査会で結果を出すんですけれども、そこで傾向としたら、軽度化が、一次よりも二次のほうが軽くなるという判定結果になるのが磯城郡認定審査会の発足当初からの傾向として出ているところではあります。その辺の要因分析についてどうなっているか、お伺いしたいと思います。

次に、31年度国保会計についてであります。

国保が奈良県一本化になりまして、36年の保険料統一に向けて、本町の場合、26%増の見通しが試算されている中でありますので、やっぱり負担軽減策については、特に軽減対象の皆さんからすれば、その求める声は大きい状況になっているのが実情であります。それはそれとしまして、従来から議論を重ねている問題でありますけれども、国保は仕組み上、被用者保険と比べましても、事業主負担がない分、負担が重くなりますし、また、扶養者が1人増えるごとに均等割の頭数割の負担が増える仕組みになっています。

そこで、オギャーと赤ちゃんが生まれた、その赤ちゃんにも大人と同じ一人前の均等割の負担がかかる、こういう仕組みでありまして、そこは国保の大きな矛盾やと思います。そういう点では、少なくとも子どもの分は外せないかということで、保険者の取り組みとしてそこはどう考えるのか、その取り組みをお尋ねいたします。

また、この仕組み、新生児にも1人頭何ぼとかかる国保の仕組みについて、町長御自身どういうふうにお考えか、この点については町長の御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

それから、３０年度の介護保険の補正予算についてであります。

これは、先ほどの安井議員の質問にもありましたように、地域密着型の事業展開を、今期実施の事業計画の中では計画を立てて保険料を算定して、その介護保険料を徴収しているという図式で事業展開がなされているところではありますが、事実上、先ほどの話の中でも、３２年実施に向けて引き続き公募をしていくということでありましたけれども、その辺、主体的な取り組みとして、この事業計画を実施する実施主体として、もっと能動的に事業計画を遂行する中身で取り組みを持つべきと考えますが、その辺についての考えについてお尋ねをいたします。

以上であります。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員から御質問いただいた各案件につきましては、それぞれ事務担当部局でございます住民保険課、健康福祉課、長寿介護課の課長より、まずは答弁させていただきます。

議 長（石田三郎君） 大西課長。

住民保険課長（大西成弘君） それでは、私のほうからは、住民保険課所管の福祉医療費について、まずお答えいたします。

福祉医療費助成における子ども医療費助成対象者の拡充などについては、従前から申し上げますとおり、当面は県の基準に準じて助成事業を進めていきながら、国・県及び近隣市町村の動向も注視しつつ、実施については今後の課題として研究を行ってまいります。まず今年の８月診療分から実施となる小学校入学前の未就学児の現物給付化への対応について、住民に医療機関などでトラブルが起こらないよう、スムーズに助成事業が開始できるように慎重に対応していきたいと考えております。

以上です。

議 長（石田三郎君） 吉岡課長。

健康福祉課長（吉岡秀樹君） 続きまして、私のほうから、児童措置費及び放課後児童対策費についてお答えいたします。

まず、児童措置費の幼児保育の実施に向けた現在の進捗状況につきましては、国保中央病院での実施に向けた要望及び近隣での実施を調査し、実施しておられる病院での受け入れについて検討及び対応の可否を要望しましたところ、どちらも難しいとの回答がありました。

事業実施に当たっての課題としては、川西町単独での実施は、行政規模も考慮すると、費用や実施可能な施設数にも限りがあることなどと考えています。調査エリアを広げるなど、先進地での取り組み等を参考に、川西町に合う方法の調整や事業実施の方法を引き続き検討してまいります。

次に、放課後児童対策費についてでございますが、川西町の学童保育の受け入れ状況は、高学年の児童を、全てではないですが、お断りしているところです。平成２７年度から、受け入れ対象児童が３年生までのところが６年生までに拡充されたことや、ニーズの上昇が想定以上であることなどが原因と考えています。今までも定員の増加や長期

休暇枠の創設、運営時間の延長などに積極的に取り組んできており、小学４年生までと何らかの障害のある児童については全て受け入れております。

具体化に向けた手だてといたしましては、次年度に実施する子ども・子育て支援事業計画策定において実施する住民アンケートや、近隣や先進地での取り組み等を参考に、川西町に合う方法の調整や事業実施の方法を引き続き検討し、早急に関係機関等による実施に向けた会議を実施したいと考えております。

以上です。

議長（石田三郎君） 大西課長。

住民保険課長（大西成弘君） 次に、清掃総務費についてお答えいたします。

コンポストの活用については、当初、可燃ごみの減量化などについての意識づけのために、町内での普及を促進させる目的で、平成４年から実施しております。一定数の普及効果が得られたとして、現在は、コンポスト購入世帯への補助につきましては、公平性の観点から、特定の世帯が連続して補助を受けることがないように、１世帯につき１回のみと制限を設けているところでございます。

しかしながら、芝議員の御指摘のとおり、さらに住民さんへの可燃ごみ抑制についての意識向上のため、及び抑制効果について検証しながら今後の検討を行っていく中で、コンポスト助成の回数制限の見直しにつきましては、近隣自治体の状況も踏まえ検討を行い、また、費用対効果などの検証も行った上で検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（石田三郎君） 岡田課長。

長寿介護課長（岡田充浩君） 続きまして、平成３１年度介護保険事業勘定特別会計につきましてお答えさせていただきます。

まず、議員お尋ねの、現行に夕食等を加えて１日２回への拡充についてですが、この事業は、おおむね６５歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯などに対する食の自立と安否確認を目的としておりまして、最小限の範囲での食事を提供することを前提としております。

高齢者の方には、できるだけ御自身で行っていただくことで、運動量の維持ができたり、好きな食事を選ぶことができる喜びを感じていただくことが健康の維持には重要と考えておりますので、１日２食の食事の提供は、外出等が減り、運動量の低下も招き、健康維持という本来の目的にそぐわないと思われます。このようなことから、配食サービスにつきましては１日１食が適正であると考えております。

また、１日２食がどうしても必要となる方には、民間事業所が行うサービスの利用等を窓口にて案内しております。

次に、グループホーム入居者の住民税非課税者の食事軽減事業についてですが、従前は７８０円だった食費を、介護保険法で定められている施設等への入所に係る食事の基準額１,３８０円としたことに対しまして、平成２７年７月から、激変緩和の意味で、ぬくもりの郷のグループホームを利用される低所得者の入居者に対する負担軽減を目的として、基準額から３８０円を町が補助するという事業でございます。

議員お尋ねの同事業の継続ですが、御存じのとおり、今期の第7期介護保険事業計画の期間中におきましては、新たにグループホームを整備する計画がございます。新たに参入いただく事業所では、少なくとも基準額の1,380円を想定されるものと思われるので、当該事業の継続は、他の事業所との公平性の観点からも好ましいものではなく、激変緩和につきましても、一定の期間を経過して、その効果が見られたと判断いたしますので、平成31年7月をもって廃止させていただくものです。

次に、認定審査会における二次判定の変更率についてですが、訪問調査後、機械的に一次判定で介護に要する時間合計を出した上で、磯城郡3町で運営している認定審査会にかけております。二次判定になります審査会におきましては、調査票に記載の特記事項や主治医の意見書などを勘案いたしまして決定されますので、変更が生じることがあります。

川西町では、第1号被保険者に占める前期高齢者の割合が他市町村と比較して高い傾向にあること、また、要介護認定者のうち、比較的軽い介護度の方の割合が高い傾向にあります。判定の軽度化が奈良県内でも高くなっているのは、これらの傾向にあるということと、軽度変更になった件数に対する川西町全体の母数が少ないために、数値としての影響が出やすいことがあるのではないかと考えております。

磯城郡介護認定審査会におきましては、慎重に審査を行っていただいていることがここからもうかがえると認識しております。今後も公平で適正な判定に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

議長（石田三郎君） 大西課長。

住民保険課長（大西成弘君） 次に、31年度国保会計予算についてお答えいたします。

以前からも御説明しておりますが、議員も御存じのとおり、奈良県では、平成36年度に保険料水準を県内で統一することを目指して、県下市町村の全ての首長の同意を得て取り組んでいるところです。

芝議員の御質問の内容については、子どもがいる世帯であることのみをもって町独自の判断で一律に減免などを行うことは、他の加入者に一定の負担を強いることとなることから、各市町村が単独で実施をするものではなく、県内の市町村同時実施あるいは国が制度改正を行った上で全国一斉に実施する取り組みであると認識しております。

以上です。

議長（石田三郎君） 岡田課長。

長寿介護課長（岡田充浩君） 続きまして、平成30年度介護保険事業勘定特別会計の補正予算について回答させていただきます。

現在、町内にあるぬくもりの郷グループホームだけでは受け入れ対応が困難な状況にあり、多くの入居待ちの方がおられます。今後も地域密着型サービスのニーズが増えていくことを想定いたしまして、第7期介護保険事業計画には施設の整備を見込んでいるところです。第7期の介護保険料は、計画期間中のサービス利用に要する保険給付費等の見込みから算定しておりますので、施設整備による増加見込みについても、保険給付

費に含め算定しております。

議員お尋ねの誘致に向けてですが、奈良県内では、誘致においての整備の事例はなく、公募の形をとっております。公募では、募集の基準を満たしておれば、新築または改築は問わず、整備の場所や土地の広さ、建物の規模などは事業者の選択によることができます。誘致となれば、場所の選定から用地整備、事業所への誘致活動等、多くの事務量と予算及び時間を要するものと考えております。

このように、自由度が高く、多額の予算を必要としない公募型において、少しでも早く整備ができるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（石田三郎君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、まず、福祉医療についてあります。

いずれにしても、国、県、近隣の状況を見ながら参考にしていくというお答えであったかと思いますが、手だてとしては、福祉医療の対象となる人の親御さんは子育て世代でありますし、若年層ということになってきます。本町住民の税務課調べでの平均年収が322万円ということでありましたので、それからしますと、子育て世代の年収——住民の平均年収がそこですので、若いほど年収が低く、だんだん年とともに年収も高くなるという関係にあれば、いわゆる子育て世代の皆さんを経済的に支援していくこういった取り組みは功を奏する取り組みと思いますが、この点、ほかの分野も含んで重複しますが、まずは子育て世代を支援する手だてとして町長御自身はいかがお考えになるのか、考え方だけお聞きしておきたいと思います。

保育料とかですと、幼稚園もそうなんですけれども、第2子、第3子の分が半額とか全額免除とかになっています。それも年収ベースで360万円ぐらい以下が対象というふうなこととか、収入に応じて、多子世帯に対しては負担が軽減されるような取り組みに既になっていますので、この辺の考え方は町の取り組みとして全体の分野に及ぶのではないかと思います。その考え方について、町長御自身はいかがお考えになりますか。お聞きしておきたいと存じます。

もう時間が来ますので、まとめて再質問させていただきます。

配食サービスの関係であります。自立を目的とするということで、自立支援の関係から、安否確認も含め、基本1日1回でやってきたということでもあります。配食サービス利用者にもよりますけれども、やっぱり一定買い物にも出られて動ける人の場合は、台所につくりに行くことも十分まだできる範囲なんですけれども、これが、動きがとれんようになってくれば、どうしても配食サービスに頼るというふうな物理的なことが生じます。そういう点では、暮らしを支えていくという観点からも、配食サービスの取り組みというのは求められているのではないかなというふうに思うんです。この辺も考え方の問題ですが、町長御自身はいかがお考えになりますか。

また、グループホームの食費が27年に上がったことから、その分を一気に上げらんように——大体倍ぐらいになったんですかね。780円が1,380円ですので——それを1,000円負担という形で、380円町が出して、抑制措置を図っているということ

であります。これも住民税非課税が対象でありますし、結局、財政的な軽減措置ということになります。そのグループホームに入ってはる人の年収が上がって非課税から外れてんやったら、これを廃止するという話になっても、それは収入が増えてるわけですから、応じた負担をしてもらうということにはなるとは思いますけれども、そっちのほうの環境は変わりませんが、一定の年数が経過して定着してきたということから外すというのは、自治体の取り組み、考え方としてはいかなものかなというふうに考える次第でありますし、他事業者との差ということではありますならば、町の取り組みとして、それは実施をしていくという考え方につすべきではないかと思いますが、その辺についてお聞かせいただきたいと存じます。

それから、最後に介護保険の事業計画についてであります。

誘致となりますと、土地の段取りから何から何までということになって、予算的にも結構高くつくというふうなことから、公募という話であります。事業計画そのものの中にこの地域密着型を入れる事業展開をしようというのが本町の事業計画になっています。ですから、保険料にもそれを見越した算定として保険料が出てきているということでもあります。今のままでいきますと、公募してまうけれども、計画はしたけども、事業実施のないまま保険料だけを徴収し続けるという格好になりますのでね。その辺、努力はされていると思うんですけども、やっぱり事業を計画どおり実施するということでは、自治体の取り組みが必要ではないかと思います。

同時に、頑張ったけど、結果あかなんだと、こうなった場合ですが、それは、今事業計画を立てて計画に入れた保険料算定でその分をもらってるわけですから、次期事業計画で展開するときは、それはもう前の事業計画で取ったさかい、次の事業計画では同じ計画を立ててもその分は取らない、こういう格好になっていくのかと思いますが、その辺の説明を求めていると思います。

仕組みについては担当課長からの答弁でも結構ですが、考え方については町長の御答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（石田三郎君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、福祉医療費にかかわる子育て世帯への負担軽減策のお話でございますが、芝議員のほうからは、経済的な負担軽減策をもお願いしたいというお話でございますが、この数年で、子ども医療費につきましては、通院につきましては助成の対象が拡大されたり、また、今年度につきましては償還払い方式から現物給付方式へと県下でも徐々に拡大されてきております。また、国のほうにつきましても、保育料につきまして無償化の対象が設定されたということで、国、県、市町村も含めて経済的な負担軽減策がとられてきておる中、経済的な面以外でも、精神的な面や物理的な面での負担軽減というものが必要だと考えておりますので、その分について、本町につきましては川西町版ネウボラ事業という形で対応しておる次第でございます。

まずは経済的な負担軽減策については、当面現状程度でいいのかなと思っておりまして、それ以外での負担軽減を今後も考えていきたいと思っておる次第でございます。

（芝和也君「多子世帯全体に対する考え方。既に多子世帯対応で第2子、第3子には実

施してますから、それを町の取り組み全体の中でも同様の考え方というのはどうなんやろうという、その考え方です」と呼ぶ)

多子世帯への、例えば半額にするとか、そういうことについては、今後総合的に考える中で検討していく対象として考えていきたいと思っております。

次に、介護保険予算に係る配食サービスに関してでございますが、これも先ほど担当部局が申し上げましたとおり、自立支援を促すためのものではございますので、1日2食での対応となると、申し上げましたとおり、外出等が減り、運動量が低下するというようなものになってしまいますので、あくまでも自立支援を促すものとして、従来どおり、今後も1日1食での対応としていきたいと考えております。

また、食費の軽減策でございますが、こちらも従来780円であった食費が1,380円に基準額が変わったことで負担が増大することから、本町では、激変緩和という形で一部補助を行っておる次第でございます。これも、先ほど申し上げましたとおり、今後、ほかにもグループホームの進出等が見込まれることから、公平性の観点からも軽減策については取りやめといいますか、打ち切りをさせていただきたいと思っております。

次に、介護保険料の算定に関してでございますが、おっしゃるとおり、今回の介護計画につきましては、新たな施設ができることを前提に、その利用が増えることを前提に保険料が算定されておるのは事実でございます。これができないとなると、多めに取ってるといふ形にはなりますけれども、次期計画にその分は繰り越すような形で、一定程度の保険料水準となると考えておるところでございます。

なお、介護施設の進出について、町が積極的に自らの手で行うべきではないかということですが、これも先ほど担当課長が申し上げましたとおり、誘致に対しましてかなり労力また費用もかかってくることから、基本的には、手を挙げていただいた事業所さんにお任せしたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（石田三郎君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時39分 散会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会
厚生委員会

総務建設経済委員会議事日程

平成 31 年 3 月 12 日（火）13 時 00 分 開議

日程第 1 承認第 1 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について

日程第 2 議案第 1 号 平成 31 年度川西町一般会計予算について

歳出	款 1	議会費		P. 30～31
	款 2	総務費		P. 31～45
	款 4	衛生費	項 1 保健衛生費 目 3 公害対策費	P. 56～58
	款 5	農商工業費		P. 61～64
	款 6	土木費		P. 64～70
	款 7	消防費		P. 70～72
	款 8	教育費		P. 72～88
	款 9	公債費		P. 88
	款 10	諸支出費		P. 88
	款 11	予備費		P. 89
歳入	上記関係歳入			P. 13～

日程第 3 議案第 5 号 平成 31 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 4 議案第 6 号 平成 31 年度川西町水道事業会計予算について

日程第 5 議案第 7 号 平成 31 年度川西町下水道事業会計予算について

日程第 6 議案第 8 号 平成 30 年度川西町一般会計補正予算について

歳出	款 1	議会費		P. 15
	款 2	総務費		P. 15
	款 5	農商工業費		P. 18
	款 6	土木費		P. 19
	款 8	教育費		P. 21
歳入	上記関係歳入			P. 11～

日程第 7 議案第 12 号 平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算について

日程第 8 議案第 13 号 平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算について

日程第 9 議案第 14 号 川西町附属機関設置条例の一部改正について

- 日程第 10 議案第 15 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 16 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 17 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 18 号 川西町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 19 号 川西町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 20 号 川西町小集落改良住宅条例の全部改正について
- 日程第 16 議案第 21 号 川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 22 号 川西町道路線の一部廃止について

閉会 17 時 2 分

出席委員

委員長	松本 史郎	副委員長	芝 和也
委 員	森本 修司	委 員	中嶋 正澄
委 員	石田 三郎	委 員	安井 知子
副議長	福西 広理		

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝
総合政策課長	山口 尚亮
税務課長	西川 直明
債権管理課長	〃
事業課長	中川 辰也

教 育 長	山嶋 健司
教委事務局長	奥 隆至
事務局主幹	深澤 達彦

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

平成 31 年 3 月 14 日(木) 9 時 00 分 開議

日程第 1	議案第 1 号	平成 3 1 年度川西町一般会計予算について
歳出	款 2 総務費	項 3 戸籍住民基本台帳費 P. 40～41
	款 3 民生費	P. 45～56
	款 4 衛生費	P. 56～61
歳入	上記関係歳入	P. 13～
日程第 2	議案第 2 号	平成 3 1 年度川西町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第 3 号	平成 3 1 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 4	議案第 4 号	平成 3 1 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について
日程第 5	議案第 8 号	平成 3 0 年度川西町一般会計補正予算について
歳出	款 2 総務費	P. 17
	款 3 民生費	P. 17
歳入	上記関係歳入	P. 11～
日程第 6	議案第 9 号	平成 3 0 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 7	議案第 10 号	平成 3 0 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 8	議案第 11 号	平成 3 0 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

閉会 9 時 53 分

出席委員

委員長	今村 榮一	副委員長	松村 定則
委員	寺澤 秀和	委員	福西 広理
委員	伊藤 彰夫	議長	石田 三郎

説明のために出席した者

町 長	竹村 匡正
副町長	森田 政美
総務担当理事	西村 俊哉
総務課長	石田 知孝

住民保険課長	大西 成弘
健康福祉課長	吉岡 秀樹
長寿介護課長	岡田 充弘

会計管理者	福本 誠治
-------	-------

職務のために出席した者

議会事務局長	安井 洋次
議会事務局	松本 雅司

欠席委員及び職員

委員	大植 正
----	------

平成 3 1 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 3 号)

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

平成31年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成31年 3月22日		
招集の場所	川西町役場議場		
開 会	平成31年 3月22日 午前10時 宣告		
出席議員	1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村栄一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正		
欠席議員			
地方自治法第 121条の 規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 総務担当理事 西村俊哉 教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本誠治 総務課長 石田知孝 総合政策課長 山口尚亮 税務課長 西川直明 事業課長 中川辰也 健康福祉課長 吉岡秀樹 住民保険課長 大西成弘 長寿介護課長 岡田充浩		
	監査委員 出席なし		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 安井洋次 モニター係 篠原愛子		
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	7番 松本 史郎 議員	8番 寺澤 秀和 議員	

川西町議会第 1 回定例会（議事日程）

平成 3 1 年 3 月 2 2 日（金）午前 10 時 00 分再開

日程	議案番号	件名
第 1	承認第 1 号 議案第 1 号 ～ 議案第 22 号	委員長報告 質疑・討論 採決
	(追加日程)	
第 2	発議第 1 号	全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について
第 3	発議第 2 号	7 5 歳以上の医療費窓口負担 2 割化を行わないことを求める意見書について
第 4	発議第 3 号	2 0 1 9 年 1 0 月の消費税増税中止を求める意見書について
第 5	発議第 4 号	京奈和自動車道側道の整備を求める意見書について

(午前１０時００分 再開)

議長（石田三郎君） これより平成３１年川西町議会第１回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

日程第１、委員長報告を議題といたします。

去る８日の定例会において上程されました、日程第５、承認第１号、平成３０年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第２６、議案第２２号、川西町道路線の一部改正廃止についてまでの承認案１件、議案２２件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、ただいまより、各委員会の審査の経過並びに結果について、順次委員長報告を求めます。

議長（石田三郎君） 総務・建設経済委員長 松本史郎君。

総務・建設経済委員長（松本史郎君） 議長の御指名をいただきましたので、総務・建設経済委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

当委員会は、平成３１年３月１２日に開催し、当委員会に付託されました各議案について、当局から詳細な説明を受け、慎重に審議をいたしました。

まず、承認第１号、平成３０年度川西町一般会計補正予算の専決処分については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第１号、平成３１年度川西町一般会計予算についてであります。

委員より、「工業ゾーンの創出事業及び駅前周辺整備事業を進めていく上での財務状況の見込みについて」との質疑があり、当局より、「工業ゾーンの創出事業については、基本的に土地開発公社の事業実施という形になり、まず開発許可に関する図書の作成経費、造成事業の実施設計及び建設補償などに着手していくことになる。その経費として、まちづくり基金及び土地開発基金を原資として対応する。駅前周辺整備事業については、財源として社会資本整備交付金と地域活性化事業債があり、それらを補填する分として、まちづくり基金などの充当を考えている」との回答がありました。

また、委員より、「歳入の目 土木費国庫補助金 節 道路橋梁費補助金として計上されている防災安全交付金の活用できるのはどのようなものか」との質疑があり、当局より、「防災安全交付金は、社会資本総合整備事業のメニュー事業の一つで、道路事業、下水道事業、都市公園・緑地等事業、地域住宅計画に基づく事業等、１６の項目に分類される」との回答がありました。

委員より、「大阪北部地震からのブロック塀対策として、ブロック塀の補強・撤去に自治体が一定の財源を確保して、ブロック塀を補強・撤去する場合に対する補助制度について」との質疑があり、当局より、「児童生徒の通学路について調査していただき、高い塀はないと聞いているが、補強または撤去については注意喚起を促すことで対応し、補助金の創設は考えていない」との回答がありました。

続いて、委員より、「緊急防災・減災事業債の用途について」との質疑があり、当局より、「緊急防災・減災事業債については、災害を最小限に防ぐという目的の事業に適用されるものである。今年度は前年に引き続き、防災無線のデジタル化事業及び指定災害避難所である中央体育館・ふれあいセンターの避難所機能の改善強化に使用される」との回答がありました。

また、委員より、「緊防債は、中央体育館のアリーナ部分の空調についても適用可能であるのか」との質疑があり、当局より、「緊防債の本来の目的に合うことであれば可能である。しかし、当該部分の空調については、使用頻度や公債費などを比較考量して考えるべきと思う」との回答がありました。

また、委員より、「有利な財源である緊防債の制度があるうちでのアリーナの空調整備についてはどのような考えか」との質疑があり、当局より、「空調設備の耐久年数はおおむね20年であるので、更新費用や維持管理経費を考えれば、慎重な対応が必要と考える」との回答がありました。

委員より、「今回計画の中央体育館の武道場という避難所の一部ではなく、避難所全体として今後の計画をどのように考えるか」との質疑があり、当局より、「町の2大事業も実施している中で、各事業の優先度も考慮し、収支バランスも考えて行うことと考える。まず、31年度で武道場とふれあいセンターの避難所機能の強化に取り組みたい。全体的な計画は、今後の災害頻度も踏まえて考えていけばと思う」との回答がありました。

委員より、「企業共同運行バス導入の実現の可能性を調査する予算は、企業共同運行バス運営者に対する補助金か」との質疑があり、当局から、「企業共同運行バスの運営者に対する補助ではない。町内企業において、人材確保、従業員の福利厚生、企業の競争力などの点で従業員の通勤手段の確保が課題となっている。また、進出企業訪問においても、従業員の通勤手段がないことが懸念されているため、企業に対するアンケート等を実施し、企業の意向確認を行う調査経費である」との回答がありました。

委員より、「進出を検討している企業においても、地域公共交通が魅力の一つになると思うが、企業共同運行の位置づけとして企業立地に関する奨励的なものと考えているのか」との質疑があり、当局から、「企業立地に係る奨励的なものではなく、進出を検討している企業が、従業員の通勤手段や、自社運行となるのか、町と共同運行できるのか等の調査を実施するものである」との回答がありました。

委員より、「コミュニティバスの運行経費及び駅前周辺整備に係る維持管理費等は、一定の必要な経費として運営していくのか」との質疑があり、当局から、「コミュニティバスについては、今後高齢化、免許証の返還による移動手段の確保が必要となる町民が増加すると想定される。運行経費及び維持管理費等は、買い物や駅への移動に必要と考えていることから、必要経費として認めていただきたい」との回答がありました。

委員より、「長期優良リフォーム対策事業等の国がリフォーム対策として耐震診断を進める取り組みがあるが、耐震診断は無料でできるが、補強の手だてについて」との質疑があり、当局から、「木造住宅耐震改修支援事業として、上限50万円、国2分の1、

県4分の1の改修支援はあるが、リフォーム対策補助は考えていない」との回答がありました。

また、委員より、「国の助成制度があるのであれば、リフォーム対策に取り組む手だてとなると思うが、助成制度を創設することは考えられないか」との質疑があり、当局より、「国の助成があったとしても、一部は町の負担となる。経済効果もないと思われるので、助成制度を創設することは考えていない」との回答がありました。

また、委員より、「自治会LED補助制度について、将来、器具の取りかえ時においても同様の制度を維持できないか」との質疑があり、当局より、「LEDの耐用年数は10年から15年程度である観点から、現制度は3年を期限として、自治会内の街灯について一斉に取りかえに取り組んでいただいている。期限については自治会と相談するが、10年後の取りかえについては、その時点で検討していきたい」との回答がありました。

委員より、「シビックプライド事業の概要について」との質疑があり、当局から、「生産年齢人口が減少傾向にあることから、子ども時代から川西町のことを自ら考え行動する経験をすることで、大人になっても川西町を自ら支えていく意識を生み出し、川西町にかかわってもらい、町に住んでいることに愛着と誇りを感じる意識を高め、定住促進につなげる。委託内容として、発信媒体のレイアウト作成、インタビューなどの取材等を委託する」との回答がありました。

委員より、「地方創生事業としての能の庭整備方針と活用について」との質疑があり、当局から、「現時点では詳細については未定であるが、事前打ち合わせの中では、玉石を除去し、フラットにした上で人工芝を敷いて、人々が集える場所として考えていきたいという案で調整しており、事業実施までの間において、事業実施者の総合政策課と施設管理者の教育委員会との間で詳細を詰めていきたい。また、利用料の設定はあるが、一度も適用されたことがないため、利用方法を含め検討する」との回答がありました。

委員より、「プレミアム付き商品券の販売及び使用期間について」との質疑があり、当局から、「商品券販売、使用実績報告の関係から、10月から12月の3カ月間で販売、10月から翌年1月の4カ月の使用期間で調整している」との回答がありました。また、これについては委員より、住民税非課税者の年収から、月1回4,000円で購入するとして、5回5カ月で購入・使用できるよう、柔軟に対応されるよう、検討依頼がありました。

委員より、「結崎ネブカにおけるブランドとしての定着強化策について、その後の進展は」との質疑があり、当局より、「農協では、ネブカ部会を立ち上げ、作付けに関する勉強会、販売価格の調整をいただいております、商工会では、販路の開拓を支援いただいている」との回答がありました。

委員より、「近年の推移で見ると、生産数が横ばい状態、収穫量で見ると、天候等の影響もあり、減少傾向にあるが、この背景をどのように分析するか」との質疑があり、当局から、「生産者については、引き続き耕作されている方、耕作をやめられる方、新しく耕作される方と、延べ人数は変わらないものの、耕作者が入れかわっている状態に

ある。収穫量については、天候不順や害虫による影響で収穫量が落ちており、害虫の対策を中部農林振興事務所において研究いただいているところである」との回答がありました。

次に、委員より、「結崎ネブカとその他野菜、果物と比較したとき、収益率はどのようになっているか」との質疑があり、当局より、「結崎ネブカの生産は、作付けが難しく、手間がかかる。その割には値段がつかないことから、他の葉物野菜に流れる傾向がある」との回答がありました。

また、委員より、「現状では、生産者の使命感を持つての作付けであるが、川西町のブランドとしての位置づけにあることから、何らかの手だてが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「生産に係る苦労は認識しているが、これまでどおりブランドの認知等、側面的に生産者への支援を図っていきたい」との回答がありました。

委員より、「企業立地奨励金は一定規模要件の企業が対象となるが、条例上、地域活性化とうたわれている。規模の大小に限らず、地域経済の波及につながるため、なりわいで企業される場合を含め、企業立地に対する取り組みとして実施できないか」との質疑があり、当局より、「規模の大小にかかわらず、本町で起業されることは経済的効果や税収増につながることにについては承知しているが、今回の工業ゾーン造成に絡み、ある程度の企業に立地していただきたいと考えているため、一定規模の条件が必要である」との回答がありました。

委員より、「企業規模の大小の違いはあっても、町内の人の雇用となることから、地域で果たす役割は同じであり、規模の大小に限らず、同じ効果をもたらすと考えerかどうか」との質疑があり、当局より、「一体規模の大きな投資ができる企業の進出が地域経済には有効と考える。奨励金は、有効に投資を促進させるために行うものであると考えるため、今のところ、一定規模の要件をもって考えたい」との回答がありました。

委員より、「発生土受け入れ賃借料の算出根拠について」との質疑があり、当局から、「1反当たりの米の収穫量を4石半として、675キロの収穫量を算出。収穫量に米60キロ当たりの購買単価1万4,300円で積算している」との回答がありました。

委員より、「農水省のホームページでは、平成30年収穫量奈良県平均では、1反514キロであり、協力費も含めての価格か。また、土地購入時の価格については、収穫量が関係するののか」との質疑があり、当局から、「奈良県平均ではあるが、地元での収穫量は地元の意見が重要であり、妥当な水準と考える。土地購入については、土地鑑定による売買であり、収穫量とは関係がない」との回答がありました。

委員より、「空き家跡地活用支援補助制度の内容及び経緯について、そして、今後空き家対策に能動的に働きかけていく制度であるか」との質疑があり、当局より、「空き家の跡地を自治会などが地域活性化のために活用する場合に、空き家除却及び跡地整備に必要となる経費の一部を補助する制度で、上限100万円の補助である。町内に建てかえのできない空き家が存在しており、数年来、当該空き家が問題となっていた。今般、当該空き家及び土地を自治会が購入され、自治会内の路上駐車問題の解決策として、空き家除却を実施し、駐車場として活用する観点から創設した経緯である」との回答があ

りました。

また、委員より、「除却設計委託費及び特定空家除却工事費について」との質疑があり、当局より、「町内に存在する倒壊の可能性があり、近隣家屋に損傷を与えている物件で、相続人が全員相続放棄され、空家対策協議会において特定空家に認定し、手続を行い、代執行による除却工事を行う予算を計上している」との回答がありました。

また、委員より、「前述の空家跡地活用支援補助金制度や空き家の利活用に関する補助制度などの創設により、多額の費用を必要とする除却工事などのを回避できるようになるということか」との質疑があり、当局より、「そのようなことも含め、空き家の増加を防ぐ対策である」との回答がありました。

委員より、「結崎 9 号線の道路改良工事の総額は確定しているのか。また、工事着工が延びている要因は何か。当該工事における地元の合意形成はどうか」との質疑があり、当局より、「確定はしていない。概算で 3 億円と考えている。遅延理由は、測量業務の中で地図訂正等の登記上の手続が生じたことが要因。地元合意は得ているが、測量における筆界確認において隣地境界での折り合いがつかず遅れている側面もある。町としては、民地同士の境界であるので、介入できない」との回答がありました。

また、委員より、「当該工事の着工が 3 年目にかかる状況で、必要性や緊急性をどう考えるか」との質疑があり、当局から、「当該道路の幅は非常に狭く、救急車等が入りづらいところでもあるので、地元よりの強い要望から、協力も得られるとのことで始めた事業である。当該事業についての協力同意は得ており、民地境界の問題が解決すれば、このまま進めていきたい」との回答がありました。

続いて、委員より、「町内における狭窄道路について、整備計画を持って臨んでいくのか」との質疑があり、当局から、「家の建てかえの際に道路部分のセットバック等の協力が得られ、また、緊急車両が通りづらい状況にあるのであれば、道路の拡幅を進めていきたい。また、基本的な計画は必要と考えるので、今後検討していきたい」との回答がありました。

委員より、「駅周辺整備事業は総額 30 億円で、おくやま前の道路については、補助金の状況により実施するとのことで、事業費は 25 億円となるが、現状の予算による進捗について」との質疑があり、当局より、「事業費 25 億円で進捗している」との回答がありました。

また、委員より、「東城地区整備事業費の予算、また平成 30 年度執行額及び平成 31 年度予算で、事業費 2 億円で整備が可能であるか」との質疑があり、当局から、「整備影響地の面積測量業務及び登記業務委託に 280 万円、用地補償調査業務に 1,900 万円、用地取得費に 4,600 万円、建物補償費に 3,000 万円、合計 9,890 万円を計上している。平成 31 年度予算については、用地及び建物補償額が確定しておらず、概算で予算化させていただいている。総事業費 2 億円を念頭に置きながら、事業費削減に努めて事業を進捗させたいと考える。駅整備事業の県道町道踏切の拡幅には、鉄道事業者よりの 1 カ所の踏切廃止条件提示に対応するため、機能復旧事業を実施することで自治会の踏切廃止同意を得ていることから、当該整備事業の実施が重要である。しかし、

働き方改革による人件費の増額、オリンピック及び万博開催に伴い資機材等が高騰する可能性があることから、事業費及び事業進捗については特別委員会で報告しながら事業を進めていきたい」との回答がありました。

また、委員より、「本町で計画している避難物資調達の状況であるが、奈良県の計画に基づいた防災備蓄品の整備を進めていると聞いているが、計画数に達する見通しについて」との質疑があり、当局より、「計画している防災備蓄品である水、アルファ化米、毛布については、平成31年度予算要求分を購入させていただくことにより、計画数に達する予定である」との回答がありました。

また、委員より、「学生ローンを抱える学生の問題として、学資に対する町の手だてについて」との質疑があり、当局より、「義務教育の範囲内では町で支援していくべきと考えるが、それ以上、高校・大学生に対する支援については、県・国の助成制度の利用をお願いしたい」との回答がありました。

委員より、「式中の空調進行状況について」との質疑があり、当局より、「3月中に入札を執行し、3月の式中議会に上程、承認を得た上で本契約となる見込みで、夏までの工事の完成を目指している状況である」との回答がありました。

委員より、「式下中学校における制服の支給について」との質疑があり、当局より、「現時点では、両町の議題としては俎上していない。まずは、喫緊の課題である空調設備を先に完成させたい。制服については、本町が先行して取り組んでいる給食費の公会計化等についても足並みを合わせてもらった上で、新たな制度設計として両町協議・合意の上で施策展開していきたい」との回答がありました。

委員より、「図書館の返却ポストを駅前やスーパー等に設置することについて、過去に聞いたことがあるが、その後の進捗状況について」との質疑があり、当局より、「県下の状況を確認したところ、民間の施設における返却ポストについては、いたずらされることが多く、減少傾向にある。町としては、今後、公共施設への設置を主として検討していきたい」との回答がありました。

委員より、「幼稚園利用料の減額が多子世帯で行われているが、給食費における多子世帯対応について」との質疑があり、当局より、「義務教育でない幼稚園においては対応できないが、小学校については準要保護制度において対応している。また、材料費については、平成31年10月以降においても消費税8%の現状維持で購入できる見込みであり、10月以降の半年間の状況を見て、給食運営協議会で給食費の値上げについて諮っていききたい。なお、給食費の多子世帯対応については、政策的要素もあるため、現状では考えていない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成31年度川西町一般会計予算を承認いたしました。

次に、議案第5号、平成31年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第6号、平成31年度川西町水道事業会計予算についてであります。

委員より、「水道事業の統合が郡レベルと県レベルでの2本立てで広域化が進んでお

り、郡統合が２０２１年、県統合が２０２５年とされている。郡統合では、事業体として一本化され、会計はセグメント方式が採用される。また、県統合後については未定とのことであるが、県統合までの間は今の料金体系で行われるのか。また、水道法の改定により民間算入ができるようになるが、磯城郡水道においては民間委託・民営化はしないでいいのか。また、その場合、県統合までは今の料金体系が継続されることから、県水転換後１年半を迎える決算時において、水の購入価格と水道設備維持経費との比較ができることになるが、給水原価が維持経費を上回った場合の料金体系はどうなるか」との質疑があり、当局より、「水道事業は独立採算の会計であるので、支出が多い場合は料金の値上げとなる」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第６号、平成３１年度川西町水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第７号、平成３１年度川西町下水道事業会計予算についてであります。

委員より、「同じ独立採算の企業会計方式にありながら、下水道会計は一般会計からの繰り入れを受けているが、水道事業とどのような違いがあるのか」との質疑があり、当局より、「下水道事業での公債費などに対しては交付税の算入があり、それは一旦一般会計で歳入されている。その分を下水道事業会計に一般会計から繰出金という形で戻している。水道事業については、交付税の算入がないので、会計として一般会計からの繰り入れのあり・なしという違いが出てくる」との回答がありました。

委員より、「下水道事業会計への交付税分の繰り入れがなくなると、料金には反映してくるのか」との質疑があり、当局より、「下水道事業会計も独立採算である以上、そのようになる可能性はあるものとする」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第７号、平成３１年度川西町下水道事業会計予算を承認いたしました。

次に、議案第８号、平成３０年度川西町一般会計補正予算についてであります。

委員より、「橋梁の長寿命化については、補助金見合いで事業進捗を進めているが、長寿命化事業には期限があり、その期限内に事業を終了させなければ補助金につかないとのことであるが、補助金見合いにより事業進捗がおくれる中、期限が近づき、橋梁補修工事が残ってくるが、その場合は補助金なしでも工事をするのか」との質疑があり、当局より、「本来であれば、国費の充当率が５割となっているが、現在はそこまでの充当率につかないので、このような方式をとっている。できるだけ単費を増やさない方向で事業を進めているが、最終年度でのリスクを負う可能性はある」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第８号、平成３０年度川西町一般会計補正予算を承認いたしました。

次に、議案第１２号、平成３０年度川西町水道事業会計補正予算についてであります。

委員より、「漏水対応における減免対応があるが、消火栓使用時における濁水についても同様の措置をとることができないか」との質疑があり、当局より、「相互扶助の観点から協力願いたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第１２号、平成３０年度川西町水道事業会計補正予算を承認いたしました。

次に、議案第１３号、平成３０年度川西町下水道事業会計補正予算については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、条例等の案件ですが、議案第１４号、川西町附属機関設置条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第１５号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

委員より、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正では、職員の時間外勤務を行うことのできる上限を規則で改正するという条文であることから、今回を含め、今後も議会の同意なく改正することになるのか」との質疑があり、当局より、「議会の同意なしで改正することになりますが、国の改正を基本として進めてまいります」との回答がありました。

委員より、「本町の年間総残業時間の過去２年の実績については、それぞれ６，０００時間超となるが、これは許容範囲と考えているのか、また、年間総残業時間で職員を雇うことが可能であると思うが、職員を配置するという考えはないのか、町長の考えを聞きたい」との質疑があり、当局より、「残業時間の許容範囲という判断は難しいが、職員には努力して事務の効率化を図ってほしいと考えている。また、各課の業務については多岐にわたっていることや、繁忙期による業務量の差が発生することなどから、単に職員を配置することだけで残業時間を少なくすることは難しいと考えている」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第１５号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを承認いたしました。

議案第１６号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について及び議案第１７号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、提案説明のとおり承認いたしました。

次に、議案第１８号、川西町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてであります。

委員より、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、コミュニティバス運行委託契約期間を３年とした理由について」との質疑があり、当局より、「国土交通省が自治体向けに実施したアンケート結果を参考に、３年が妥当であると判断した。また、入札等の手続の簡素化、事業の安定性を図るため」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第１８号、川西町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてを承認いたしました。

次に、議案第１９号、川西町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

委員より、「課税免除の要件は、町独自で決められるものか」との質疑があり、当局

より、「この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づいて制定されるもので、課税免除の要件についても、同法の省令で規定されているものである。したがって、町が任意で定めることはできない」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第19号、川西町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については承認いたしました。

次に、議案第20号、川西町小集落改良住宅条例の全部改正について、議案第21号、川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について、議案第22号、川西町道路線の一部廃止については、提案説明のとおり承認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務・建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上です。

議 長（石田三郎君） 続きまして、厚生委員長 今村榮一君。

厚生委員長（今村榮一君） 議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る3月8日の本会議において当委員会に付託されました各議案につきまして、過日、3月14日に委員会を開催し、全委員出席のもと、慎重に審議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号、平成31年度川西町一般会計予算について、委員より、「保育の無償化の状況、町の対応、施策について」との質問があり、当局より、「幼児教育・保育の無償化については、3歳から5歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化される施策である。今年の10月から実施予定となっている。住民税非課税世帯については、0歳児から2歳児についても無償化の対象となる。しかし、実費として徴収される費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となる。平成31年度予算における支出と収入の差し引きで見ると、無償化施策により町が保育施設に支払う委託料の負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1のみとなるが、現行の町負担はルール分以外の町独自の軽減負担もしているので、町が保育施設に支出する分と公費での歳入の差し引きで見ると、町の持ち出しは少し軽減されるのではないかと予想している。町としては国の施策に沿った運営実施を予定しているが、いまだ詳細については不明な部分もあり、国の動向を注視しながら対応していきたいと考えている」との回答がありました。

次に、委員より、「ぬくもりの郷デイサービス・グループホームの指定管理運営益収入については、例年同様の実績見込みで変わらずということですか」との質問があり、当局より、「デイサービスの利用者平均は、1日当たり二十二、三人であり、今後も推

移していくと考えられるため、収益も一定額程度で推移すると考える。また、グループホームについては、定員に達していることから、これ以上の収益を見込むのは困難である」との回答がありました。

次に、委員より、「今回公募しようとしているのはグループホームだが、ニーズが多いと見込んでいるためか」との質問があり、当局より、「現在、入居待機者が16名あり、入居・退去の頻度は少ないため、現状での待機者の解消は難しい。今後のニーズの増加も勘案し、計画でももう1施設の整備を必要としているため、公募を行う」との回答がありました。

次に、委員より、「グループホームが定員を満たしているにもかかわらず、収益が上がらないのはどのように考えているのか」との質問があり、当局より、「ぬくもりの郷については、施設開所当初から家賃やその他費用などはほぼ変えずに来ており、現在も周辺の同様の施設よりも低い設定でサービスを提供している。もともと1ユニットでの利用料収入では、人件費や施設維持費等を賄った上での利益は出にくいこともあり、現状では収益は上がりにくい」との回答がありました。

次に、委員より、「ぬくもりの郷施設の維持管理費について、デイサービスセンターとグループホームについての経費の負担はどのようにしているのか」との質問があり、当局より、「建物点検や光熱水費など、契約等が建物全体となっている場合は、床面積などで案分し、指定管理者に負担していただいている」との回答がありました。

次に、委員より、「ぬくもりの郷の建物自体を民間への払い下げも検討してはどうか」との質問があり、当局より、「当該施設は介護保険制度の開始に合わせて整備したもので、現在では周辺にも多くの介護施設ができていることから、一つの方向性として検討することはできる。その場合、中に入っている川西町社会福祉協議会事務局をどのようにするかなどの課題があるため、これらについて検討し、詰めていく必要がある」との回答がありました。

また、委員より、「グループホームの公募について、2ユニットにこだわらず、1ユニットを2事業者募集するなどにすれば参入しやすいのでは」との質問があり、当局より、「事業所の経営的な面から、1ユニットでは収益が見込みにくいところではあるが、周辺の事業者の状況も確認しながら、弾力的に検討していきたい」との回答がありました。

次に、委員より、「社会福祉協議会運営補助の増額理由について」との質問があり、当局より、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化のために増額するものである」との回答がありました。

また、委員より、「学童保育運営の状況について」との質問があり、当局より、「学童保育の利用申し込みは、定員を超える申し込みをいただいている状況である。その中で、実際の利用状況の分析、委託先との協議、県への確認を経て、ルールに基づいて定員以上の申し込みを受け付けている。このような状況から、委託料も増加している」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第1号、平成31年度川西町一般会計予算についてを

承認いたしました。

次に、議案第2号、平成31年度川西町国民健康保険特別会計予算について、委員より、「国民健康保険加入者数が減少傾向にあるのに対し、医療費が年々増加していることについて、その医療費を抑制するために、国保の保健事業計画であるデータヘルス計画が昨年の3月に策定されているが、その概要と今年度の重点課題について」との質問があり、当局より、「平成30年度から35年度の6カ年計画として、第二期のデータヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画を策定し、国民健康保険被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目的として、診療報酬明細書（レセプト）や健診データ等进行分析・活用するものである。平成30年度に実施した重点課題は3項目あり、第1項目は、健診結果が重症要治療域の方へ電話や訪問等による早期受診の誘導と、重症化予防の指導、第2項目は、特定保健指導の実施方法の見直しによる実施率の向上。具体的には、平成30年度より、健診日における肥満度、腹囲、血圧の3項目で特定保健指導対象者を抽出した保健指導の実施。第3項目は、生活習慣改善の教室の開催や健診後の相談の充実。具体的には、保健センターで実施されている健康相談を活用し、健診結果の見方や健診結果が指導の必要な値の方に対する保健指導の実施。これらを重点課題として事業展開した」との回答がありました。

続いて、委員より、「特定保健指導後の効果及び医療費の推移について」との質問があり、当局から、「特定保健指導の効果を分析した国の調査によると、特定保健指導の実施前と実施後では、全ての値において改善が見られ、また、参加者と不参加者との1人当たりの医療費の差額を見てみると、男性で約6,000円、女性で約7,000円の差があることが判明している。川西町においても、平成28・29年度に特定保健指導を実施した者の検査値の推移を分析したところ、全ての値において改善している。このように、保健指導は医療費に直結した事業となっているため、今後も引き続き重点施策として実施していく。しかしながら、1人当たりの医療費の推移において、本町では平成29年は前年比1万4,857円増加となっており、保健指導の効果があるにもかかわらず、全体の医療費は右肩上がりとなっていることになる。これは、本町の国民健康保険の被保険者の構成の高齢化が要因であると推測される。ちなみに、国保被保険者で65歳以上の方の加入率については、50%近い値である」との回答がありました。

また、委員より、「国民健康保険料が県で統一されるのは36年度からか」との質問があり、当局から、「国民健康保険については、平成30年度から都道府県ごとに単位化されているが、平成36年度以降は、同じ所得、世帯構成であれば県内のどこに住んでも保険料水準が同じとなるように、現在、県と市町村で協議を進めているところである」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第2号、平成31年度川西町国民健康保険特別会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第3号、平成31年度川西町後期高齢者医療特別会計予算については、提案説明どおり承認いたしました。

次に、議案第4号、平成31年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について、委

員より、「先日、町内にも特別養護老人ホームが開設され、入所申し込みが１８名で、うち１４名が決定されているとのことだが、これは、少ないと見るのか、順調と見るのか」との質問があり、当局より、「事業者より提出のあった事業計画によると、開所後１カ月時点での稼働率は２０％となっており、現在、定員の５０名に対し１４名で、２８％になるため、計画どおりであると思われる。なお、半年後の９月ごろには、ほぼ定員に近い９５％となる計画である」との回答がありました。

続いて、委員より、「介護施設について、特別養護老人ホームの申し込みをされている方が１８人とのことだが、その方の現在の状況はどうされているのか」との質問があり、当局より、「申し込み者は要介護３以上の方になるが、大半の方は老人保健施設やグループホームを利用しながら待っておられ、約４名の方については、在宅で介護を受けながら待機されていると思われる」との回答がありました。

また、委員より、「近年、施設介護から在宅介護への移行の動きが重視されているが、理由があるのか」との質問があり、当局より、「理由として、施設介護より在宅介護のほうが費用的に低いことから、在宅介護を継続することで、増え続ける介護サービス費用負担を抑制できる。また、介護を受ける御本人にすれば、住み慣れたところが一番よく、安心できるため、医療も介護も受けながら最期の看取りまで暮らし続けたいという要望も多いというのが挙げられる。このために、現在は、施設介護に至るまでに少しでも早い段階での介護予防や重度化を抑えることと、医療と介護が連携できるような体制づくりに向けて取り組みがされている」との回答がありました。

次に、委員より、「在宅介護について課題はあるのか」との質問があり、当局より、「２４時間の見守りが必要なことから、現在の在宅サービスでは、特に夜間や早朝の対応についてはまだまだ十分でない点がある。また、看取りまでとなると、病状の悪化や急変時には迅速に医師や看護師らと連携できる体制が必要となる。これら以外にも、介護をする側の負担軽減や介護職の人材不足など、まだまだ課題はある」との回答がありました。

続いて、委員より、「在宅医療には家族などの介護する側が必要だが、ある自治体では、３世代が同じ地域内に居住もしくは同居していれば、税金面で優遇されるという施策をとっているところがあると聞く。介護給付費を抑制し、ひいては介護保険料の上昇を抑制するためにも有効ではないか」との質問があり、当局より、「家族で支えれば介護費用を抑えることができるのは一理ある反面、介護保険制度は、家族の負担を軽減し、社会で支えていくことを目的として創設されている。ただ、質問の取り組み内容については研究をしていきたい」との回答がありました。

以上の審議をもちまして、議案第４号、平成３１年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてを承認いたしました。

次に、議案第８号、平成３０年度川西町一般会計補正予算について、議案第９号、平成３０年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第１０号、平成３０年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第１１号、平成３０年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算については、いずれも提案説明どおりであり、承

認いたしました。

以上が、当委員会所管の議案に対してなされた質疑及び回答であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことをお願い申し上げます。厚生委員会を代表いたしましての委員長報告といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石田三郎君） 以上で各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。それでは、今議会に上程されております承認案1本、新年度の予算案7本、30年度の補正予算案6本、条例案8本、町道の一部廃止1本の計23本に対する討論を行います。

態度表明であります。新年度の一般会計、国保会計、後期高齢者医療保険会計、水道事業会計の各予算案は反対、あとの承認案、新年度の予算案、30年度の補正予算案、条例案につきましては、いずれも賛成するものであります。

まず、新年度の一般会計についてであります。所信表明で町長もお述べの「我が国の経済が緩やかに回復の兆しの傾向にあり」との見方はありますが、住民の皆さんが日々の暮らしを通して、この景気の回復に関してはなかなか希望の持てる状況とはほど遠いというのが実際のところでありまして、税収においても若干の増収の見込みは立てられておりますが、その中身は所得間格差から生じる違いが大きいものと存じます。どちらかといえば、所得が高い方々における増加が税収全体に反映しての結果と存じます。

全体としましては、現行の消費税率が8%に引き上がった年、2014年に、増税前の2013年に比べて大きく家計消費が落ち込み、以来消費低迷が続いており、13年の平均値にいままだ達しておらず、今日においても落ち込んだ状態で推移していることは、総務省の家計調査報告でも顕著に見てとれることから明らかなでありまして、問題は、こうした影響をもろにかぶることになる経済的に弱い立場の皆さんをいかに支えていくかが、自治体として当然果たさねばならない分野の一つにほかなりませんし、課題となると存じます。

この点では、これまで議論を重ねてまいりました子ども医療費の現物給付化が、就学前に限って国がペナルティーを外したこと、本年8月診療分から実施される運びとなりました。これにより、近畿2府4県内の奈良県だけが未実施であったものが解消されることとなりましたが、就学前に限ってのことですので、近隣の各県では、同

様に国のたががはまっているもとでも既に就学児童にも実施し、年齢を引き上げていますので、これらに倣った取り組みが求められるところであります。

こうした視点で本町の財務状況や財政的な体力を見てみますと、各種の財政指標からは、町長お述べのとおり、県平均でも全国平均でも良好な状況にあり、順当にその推移が続いているところでありますので、この体力を存分に生かして、当面する事業展開としては、工業ゾーン創出と駅前整備の2つの取り組みをこなしながらも、子育て、医療、教育、老後の住民生活全般をカバーする取り組みの強化を求める次第であります。

2大事業では、総額で、駅前で27億から30億円、工業ゾーンで55億から60億円規模の巨額の投資が必要となります。工業ゾーンのほうは、投じた資金を回収することで収支はとんとんとなりますが、議論を通じては5億円の赤が見込まれる報告もなされていますので、両事業でざっと35億円程度の財政出動ということになるかと存じます。これを投じながらも、財政力的には温存している見通しでありますので、そこは町長を先頭にした財務力のあらわれと存じます。

この力を同様に他の施策へも注がれ、今議会を初め各議会を通じて町長との議論の渦中にあります、子ども医療費の対象拡大として18歳までの年齢の引き上げと、胎児も加えて妊婦も対象にすること、高等教育への学資の手だて、病児保育の実施、学童保育の受け皿の拡大、独居老人を中心にした配食サービスの回数増、防災対策としてのブロック塀の撤去や補強への手だて、災害避難所としての体育館への空調整備、企業バスとの共同運行の試みが始められますが、コミバスと併用して、デマンドタクシーの導入により、ドア・ツー・ドアで利用可能となる移動手段の整備、住宅リフォーム等への助成措置、中学生への制服支給、給食費の無償化、また、審議を通じて取り組みを持つ旨意向をお示しのタウンミーティングの毎年の実施等々、拡充をそれぞれ進め、今日の経済事情と備えている体力にふさわしい住民生活養護に向けた取り組みを手がけられ、住民の意に沿い、願いに応え、身近で役立つ町政として邁進されんことを改めて求めまして、一般会計につきましては反対する次第であります。

次に、国保と後期高齢者医療保険についてであります。

当該医療保険は、国民皆保険制度の要の取り組みであり、医療を支える根幹の制度と言っても過言ではありませんが、被用者保険に比べ、保険料負担が倍ほど重いという問題を抱えていることは、町長も御承知のとおりであります。これは国保の仕組み上生じる問題になりますので、国保制度そのものの改善がないことには解決を見ませんが、それを求めながらも、保険者としての対策は当然求められてしかるべきであります。そもそも国保は、被用者保険にある事業主負担がありませんし、加えて、収入に応じた応能負担にとどまらず、世帯と世帯員の人数に応じてかかる応益負担から保険料が算出されますので、被保険者は、被用者保険の場合は本人の収入だけで、扶養者人数が何人いても負担は変わらないのとそもそも違いが生じます。

今、地方6団体挙げて、この応益負担を国で見よという声を上げているところでありますが、同様に、保険者としての取り組みも、仕組みの改善を待つだけでなく、手を打つべきと存じます。少なくとも何の収入もない子どもの分は町が補填して、子育て支援

策の一環として実施することを求めるものであります。

また、県下で統一の保険料に向けて進んでいる渦中にありますが、指標では26%増の見通しが示されています。現状でも、加入者の6割から7割が現行の法定減免の制度利用者でありますので、保険料アップは、ますます重い負担とならざるを得ません。これは制度上生じる問題であります。住民税非課税者に対しては、免除の手だても含めて、町として取り組みを検討すべきと存じます。税法上、税が賦課されない仕組みが設けられているわけですから、それに見合う手だてが、国保や後期高齢者医療保険においても同様の趣旨に基づいた手だてがあつてしかるべきと存じます。

自治体の首長としても、課税権限者としても、その権能を存分に生かされた措置をとられんことを求めまして、両保険会計についても反対する次第であります。

次に、水道事業会計予算についてであります。

県水一本化になって3年目が始まります。収支の見通しとしてはとんとんとのことですが、30年度の決算で、県水100%と自己水とのミックスによる上水事業をしていたときとの収支の状況等も出さうとのことですので、実際の運営の見通しはその後になってくると存じますが、いずれにしても、水道事業につきましては、川西町の取り組みから磯城郡での広域事業としての取り組みへと移行中であり、さらにその先に奈良県一本化に向けた事業として今後経過していくことが方向づけられています。

同時に、この動きの中で、国が水道法を改定し、民間参入が可能になるなど、背景事情が大きく変動しているのが本水道会計ということになります。現時点では、民営化の動きに対しては、町としてはもちろん、磯城郡レベルでもその動きはないし、その意思も全くないとのことでもあります。一方、県においても、知事は、現時点では民営化については否定をされていますが、ルールとしては民間参入に道が開かれたというのが、今日この水道が抱えている状態にあることは紛れもない事実であります。

まずは、水道運営に関して、広域のどのレベルであれ、民間参入に道を開くことのないよう求めるものであります。

その上で、安定供給に向けた手だてであります。町長とは議論は平行線ですが、今後の料金展開として、他会計からの繰り入れによる抑制策は講じないとのことあります。ここで企業会計独立の原則を展開されていますが、自治体が運営する水道事業は、営利を目的とするものではありませんし、大事なことは、公営企業法でも福祉の増進に努める旨、経営の基本原則として敷かれている点にあります。

毎回の討論で述べていますように、繰り返しになりますが、水道事業の展開は、今日では一部地域しか利用できないサービスではありません。本町の町域の全てにおいて住民が等しく利用できるサービスにほかなりませんので、一般行政サービスとその水準に違いはありません。契約云々の話を町長はおっしゃいますが、それは、水道水を商品として、一定の単価と基本料金を決めて販売していますので、買うか否かの売買契約として存在しているものにすぎません。つまり、手続上の問題でありまして、一般行政サービスにおいても、そのサービスを利用するか否かは個々それぞれですので、利用の有無には人によつての違いは生じますが、そのサービスを享受できる仕組みとの違い

はありません。したがって、ここに一般財源を投入することには、税の不公平性は生じないものと考えます。

何にどれだけの割合で集めた税金を分配するかは、その必要性、緊急性、重要性によってさまざまに配分割合は分かれますが、その一つとして水道事業を扱っても矛盾の入る余地はないものと考えます。独立採算を維持することを基本としつつも、その過程において財源調整は必要に応じて一般財源を投入し、低廉で安定して安全に供給できる体制を整備することを引き続き求めまして、本会計についても反対するものであります。

この4本以外の議案につきましては、いずれも賛成するものでありますが、15号の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、働き方改革関係法令の実施により、職員の残業に上限規定を設けるものでありますので、これまでなかったものが加わることになりますので、一歩前進ということになりますが、ただ、他律的業務においては、本町のような小規模自治体では、全体に通じる話にもなりかねません。この場合、残業時間の上限が1カ月100時間となりますし、これが複数月にまたがると、1カ月80時間とのことで、この場合、最大6カ月ということになります。つまり、本町では、他律的業務による残業は、マックスで月に80時間で、最長半年ということになります。100時間はもとより、80時間にしても過労死ラインには達していますので、ここら辺の職員の残業時間の管理基準は別途設ける必要性を強く感じる次第であります。

これはマックスの話ではありますが、今般の改定による仕組みはそういうことのようにありますので、そこは一言申し上げ、一般的には残業時間の上限規定が設けられることになりましたので、賛成するものであります。

以上述べましたとおり、1号、2号、3号、6号の4本を除いてはいずれも賛成し、上程案23本に対する討論を終わります。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） それでは、全ての議案に賛成の立場から討論いたします。

まず、承認第1号につきましては、妥当な処理であると考えます。よって、これは承認するものであります。

議案第1号、平成31年度一般会計予算について。

31年度予算案は、30年度予算より約4億5,000万円ほど多く、52億6,000万円となっています。歳入では、国庫支出金と町債が増えています。歳出では、31年度で特に注目すべきものとしましては、駅周辺整備の用地費や設計費、工業ゾーンでは土地開発公社への貸し付け、橋梁の長寿命化や道路整備の工事費、デジタル防災行政無線の整備費、中央体育館とふれあいセンターの改修費、ほか地域福祉関係予算などの増加があります。これらは、本町の4つの活力プランを推進していくための当初予算であると判断し、評価いたし、賛成いたします。

議案第2号、平成31年度国民健康保険特別会計予算について。

国民健康保険には、現在、2,156人が加入しておられ、当初予算は9億9,500

万円で、歳出においては年々増加傾向が見られますが、データヘルス計画などにより、予防や健康相談及び指導を実施して、医療費の抑制に取り組んでいることから、賛成するものであります。

議案第3号、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療保険には、現在、75歳以上の1,475人が加入されております。当初予算は1億5,300万円で、歳入は保険料1億1,000万円と町の繰入金3,800万円で、歳出のほとんどが奈良県後期高齢者医療広域連合納付金で、当然必要な支出予算であると認めます。

議案第4号、平成31年度介護保険事業勘定特別会計予算につきましては、介護保険の当初予算は9億600万円で、歳入は保険料のほか国・県からの支出金や交付金、町からの繰入金であり、歳出のほとんどが介護及び介護予防給付費と支援事業費になっていきます。年々増加傾向にあります。地域包括システムの構築、地域支援の充実、自立支援の推進など、給付費の適正化に取り組まれており、当初予算は妥当であると判断できますので、認定いたします。

議案第5号、平成31年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、2年後には本町独自の自主回収になると思われませんが、31年度は住新回収組合に委託継続であり、本特別会計では何ら問題はありません。

議案第6号、平成31年度水道事業会計予算について。

県水100%になって、水質がよくなっているのではないかと思います。事業費では、石綿管布設がえや大和中央道関連工事の予算で約1億1,700万円が計上されております。これらは、配水管整備は水道水の安定供給に必要な工事であることから、必要予算であると考え、当初予算に賛成いたします。

議案第7号、平成31年度下水道事業会計予算につきましては、31年度には特に大きな事業は予定されていなくて、経常的な予算であることから、特に問題はないと判断いたします。

議案第9号から第13号までの補正予算につきましては、年度末の精算等による補正予算であり、当然の措置と考えます。

議案第14号から第22号までの条例制定及び改正、町道の一部廃止についてまで、全てに疑義はなく、賛成するものであります。

以上、第1回定例会に上程されました全ての案件に賛成を表明して、討論を終わります。

議長（石田三郎君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第4号から議案第5号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。
お諮りいたします。

議案第4号から議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第7号から議案第13号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。
お諮りいたします。

議案第7号から第13号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

議案第14号から議案第22号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、一括採決いたします。
お諮りいたします。

議案第14号から第22号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（石田三郎君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。
お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第1号、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について、発議第2号、75歳以上の医療費窓口負担2割化を行わないことを求める意見書について、発議第3号、2019年10月の消費税増税中止を求める意見書について、発議第4号、京奈和自動車道側道の整備を求める意見書についての4議案を追加議案といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 異議なしと認め、追加議案といたします。

日程第2、発議第1号、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。森本修司議員、大植正議員の賛同を得まして提出いたしました、全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、速やかに日米地位協定の見直しを求める意見書について御説明申し上げます。

本意見書は、米軍基地の立地自治体を中心に、基地があるがゆえの数々の事件や事故が発生し、そのたびにこの地位協定の壁に阻まれて、司法や行政の権限が及ばず、日本国民としての当たり前の被害救済が置き去りになってきた問題が沖縄を中心に各地で起こっている今日、この問題の解決には、日本の国内法が米軍にも及ぶ仕組みがないことには始まりませんので、それに向けて全国知事会では協議を重ねられ、昨年7月に、全会一致で「米軍基地負担に関する提言」をまとめられました。

その趣旨は、国民が憲法で認められている誰もが有する権利の行使を阻害する要因になっている日米地位協定上の治外法権的な米軍の扱いを見直し、日本国民として当たり前の被害救済が司法や行政においても取り扱えるよう求めているものでありまして、本町議会としましても、この提言の趣旨に賛同し、日米地位協定の見直しを行うことと、国は地方自治の権限を保障することの2つを求めるものであります。

議員の皆さんにおかれましては、賢明なる御判断をいただきまして、何とぞ御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（石田三郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（石田三郎君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3、発議第2号、75歳以上の医療費窓口負担2割化を行わないことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） 11番 芝和也です。続きまして、75歳以上の医療費窓口負担2割化を行わないことを求める意見書につきまして、森本修司議員、今村榮一議員、松村定則議員の賛同を得まして提出いたしましたので、御説明申し上げます。

本意見書は、内閣府の財政諮問会議、財務省の財政制度審議会、厚労省の社会保障制度審議会等々で、後期高齢者の医療費窓口負担を原則2割に引き上げようという話が始まっていることに起因して、今日の高齢者の置かれている状況からして、その負担が強いられた後は、低所得層を中心に、今でも厳しい生活状況が一層厳しくなることが容易に想像されることから、実施の見送りを求めようとするものであります。

今日の所得間格差は、皆さん御承知のとおり、世代の違いはありませんでして、高齢者として例外ではありません。高齢者の中にあつては、年金収入が唯一の収入源で、その上、生活保護基準を下回る世帯が3割と言われている今日、窓口負担が倍加になりますと、これらの皆さんの生活と健康に大きな影響を及ぼすことは、容易に想像がつく問題であります。

現に、本町の後期高齢者医療保険の法定減免の制度適用は、加入者の7割近くを占める状況にあることから、その状況と厳しさがうかがえるところでありますので、この世代の窓口負担の2割化は踏みとどまることを求めようとするものであります。

長きにわたって今日の社会を築いてこられた世代の皆さんが安心してお医者さんに診てもらえることに何の不思議もありませんので、ぜひそうした制度の構築に向けて、議員各位の懸命なる御判断を仰ぎまして、提案説明とさせていただきます。

何とぞ御議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（石田三郎君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（石田三郎君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(石田三郎君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、発議第3号、2019年10月の消費税増税中止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 芝和也君。

11番議員(芝 和也君) 11番 芝和也です。続きまして、森本修司議員、大植正議員の賛同を得まして提出いたしました、2019年10月(本年10月)の消費税増税中止を求める意見書につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

本年10月から予定されている消費税率10%への引き上げの実施時期が近づくにつれ、国内の各種世論調査では、その中止を求める声が日増しに高まり、直近の調査では過半数を超えてきているのが実情です。

いずれにしても、前回の8%実施の2014年に、政府統計でも国内の家計消費支出が前年の13年に比べて大きく落ち込みまして、以来、5年目に入る今日においても、増税前の13年の平均値に戻っていないのが今日の状況ですし、加えて実質賃金も前年比を下回りっ放しで、内閣府の景気動向指数も3カ月連続の悪化が続く中、政府の景気判断が下方修正となるなど、政府自らが景気悪化を認める経済情勢となってきました。

こうしたもとでの増税は、日々切り詰めた生活を送っている層ほど一層の切り詰めた生活を送ることにしかならず、この時期の税率引き上げは、地域経済の疲弊を招くだけのことにしかありませんので、当面は中止することこそ、景気対策としては打つべき手だてと心得る次第であります。

また、インボイス制度の導入ですが、粗利で150万円程度の業者にも波及することを財務省が弾き出しましたので、これでは、なりわいで商売をなさっている個人業者の皆さんにおきまして、日常の商取引から事実上排除されかねないような仕組みが敷かれるということになってしまいますので、こうした事態は地方議会としても看過できる問題ではないと考えます。

そもそも売り上げ1,000万円以下は免税業者とすることに合理性を見出していたのは政府自身ですから、その自らの行いに矛盾するような今般の制度は、税率の引き上げとともに中止するべきとして、政府に対して意見書を上げようとするものであります。

議員の皆さんには、何とぞ懸命なる御判断をいただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(石田三郎君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(石田三郎君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

す。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 長(石田三郎君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、発議第4号、京奈和自動車道側道の整備を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番 伊藤彰夫君。

4番議員(伊藤彰夫君) 京奈和自動車道の側道整備を求める意見書についてでございます。

京奈和自動車道側道の川西町結崎(出屋敷)から田原本町までの区間が平成27年3月末に開通して、川西町と橿原市の区間の側道がつながり、24号線のバイパスとして利用者も多く、安全で快適な道路になっています。

しかし、この側道は、川西町結崎(出屋敷)で行きどまり、接道している県道天理王寺線が迂回路となっており、町内の交通量が増大して、日常的に交通渋滞が発生しています。川西町内の道路が大変危険な状態となって、住民生活に支障を来しています。

そこで、未整備となっている川西町結崎(出屋敷)から天理市二階堂南菅田町区間約1キロの側道を速やかに整備し、供用開始されるよう、強く要望します。

この要望につきましては、国交省奈良国道事務所に要望いたします。

趣旨を御理解いただき、御議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 長(石田三郎君) 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長(石田三郎君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 長(石田三郎君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務・建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長（石田三郎君） 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（竹村匡正君） 平成３１年川西町議会第１回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（石田三郎君） これをもちまして、平成３１年川西町議会第１回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前１１時４１分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月22日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第 1 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	3 月 22 日	原案承認
議案第 1 号	平成 31 年度川西町一般会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 2 号	平成 31 年度川西町国民健康保険特別会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 3 号	平成 31 年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 4 号	平成 31 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 5 号	平成 31 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 6 号	平成 31 年度川西町水道事業会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 7 号	平成 31 年度川西町下水道事業会計予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 8 号	平成 30 年度川西町一般会計補正予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 9 号	平成 30 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 10 号	平成 30 年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 11 号	平成 30 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 12 号	平成 30 年度川西町水道事業会計補正予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 13 号	平成 30 年度川西町下水道事業会計補正予算について	3 月 22 日	原案可決
議案第 14 号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 15 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 16 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 17 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 18 号	川西町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 19 号	川西町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	3 月 22 日	原案可決
議案第 20 号	川西町小集落改良住宅条例の全部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 21 号	川西町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について	3 月 22 日	原案可決
議案第 22 号	川西町道路線の一部廃止について	3 月 22 日	原案可決
発議第 1 号	全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について	3 月 22 日	原案可決

発議第 2 号	75 歳以上の医療費窓口負担 2 割化を行わないことを求める意見書について	3 月 22 日	原案可決
発議第 3 号	2019 年 10 月の消費税増税中止を求める意見書について	3 月 22 日	原案可決
発議第 4 号	京奈和自動車道側道の整備を求める意見書について	3 月 22 日	原案可決